

第4回定例会議事日程（第2号）

第1 一般質問

楮山四夫君

1. 市職員の勤務実態等について

- (1) 最近、長時間労働の問題が大きく報道されているが、本市職員の労働時の実態について伺う。
- (2) 職員への時間外手当の支給状況について伺う。
- (3) 臨時職員・パート職員等の賃金支払い状況等について伺う。
- (4) 電算システム等の外部委託状況及び端末機器の設置状況について伺う。
- (5) 公用車の所有台数と運行状況について伺う。

2. 農業振興について

- (1) 少子高齢化の進行により農業従事者が急速に減少し、農業は衰退の一途をたどっている。今後の農業振興策をどのように考えるか。
- (2) 前床地区のは場整備地内の農振除外の要請が多いが、その現況と今後の見通しについて伺う。
- (3) 最近、有害鳥獣の捕獲数が増加しているが、捕獲獣の食品化、加工等の考えはないか。

3. 学校教育について

- (1) 小中一貫教育の研究の成果と課題をふまえ、今後の推進計画を伺う。
- (2) 学区の見直しは考えられないか。
- (3) 学校施設の整備状況と空調設備の設置について、現状と今後の計画について伺う。

福田道代君

1. 原発問題について

- (1) 福島第一原発事故から6年近くが経過するが、収束とはほど遠く約8万6千人の人々が避難生活を強いられている。今後の賠償や廃炉費用は20兆円超に上がり、その7割は国民負担と言われるが、市長の見解を伺う。
- (2) 川内原発1号機は、現在点検中であるが、熊本地震以降、市民は不安を払拭されていない状況である。九州電力は本市に安全性を示す説明会を実施すべきではないか。

2. 神村学園前駅の横断歩道橋建設について

神村学園前駅に横断歩道橋と連絡通路の建設計画があるが、これまでの経緯と今後の計画について伺う。

3. いちき串木野電力について

- (1) 電力使用料金の収益により、住民サービス改善に活用するとあるが、具体的な内容について伺う。
- (2) 20アンペア以下の世帯は契約の対象外となっている。今後、契約対象の拡充はされないのか。
- (3) 一般市民向けに説明会を開催して周知を図るべきではないか。

4. 就学援助制度について

就学援助費の支給時期が9月下旬となっており遅いのではないか。支給時期を改善する考えはないか伺う。

東 育代君

1. 防災・減災について

- (1) 自助・共助・協働を原則として、社会や地域の中で防災力を高めるための活動を期待し、十分な意識と一定の知識・技能を修得、認定を受けた防災士が身近にいることは、安心・安全な地域づくりに繋がると思われるが、防災士の養成を行う考えはないか伺う。

- (2) 自主防災組織の推進に向けた取り組みについて伺う。
- (3) 女性の視点も重要な防災会議等への女性の登用率について伺う。
- (4) 災害時に配慮が必要な人への支援体制が重要と思われるが、福祉避難所の指定に向けた取り組みについて伺う。
- (5) 災害避難情報等の発信時における、防災用語の周知及び広報のあり方について伺う。

2. 人口減少対策について

- (1) 子育て環境（全天候型のちびっこ広場）の整備について伺う。
- (2) 障がい児又は療育の支援を必要とする児童及びその保護者に対し、継続的支援を専門的に行う子育て相談室の設置について伺う。
- (3) 婚活支援事業の「“恋”逢プロジェクト」について伺う。
- (4) 核家族化の進行で、子育てや介護の問題が増加しているが、既存の定住促進補助制度等を3世代同居世帯まで拡充できないか伺う。

西別府 治君

1. 酔之尾川の河川改修計画について

- (1) 郷之原ガタ下線より下流の老朽化した石積護岸や法面の状況について伺う。
- (2) 河川改修計画について伺う。

2. TPP協定と持続可能な沿岸漁業について

- (1) TPP協定に伴う沿岸漁業への影響について伺う。
- (2) 地方創生における沿岸漁業の収益性の高い体制について伺う。
 - ①「浜の活力再生プラン」支援について伺う。
 - ②産地水産業強化計画策定について伺う。
 - ③漁業収入安定化対策について伺う。
- (3) 水産多面的機能発揮対策事業を活用した藻場造成について伺う。
 - ①効率性の高い活動組織への推進体制について伺う。
 - ②串木野新港次期計画地での藻場造成について伺う。

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

本会議第2号（12月8日）（木曜）

出席議員 17名

2番	福田道代君	11番	東育代君
3番	田中和矢君	12番	竹之内勉君
4番	平石耕二君	13番	寺師和男君
5番	西中間義徳君	14番	下迫田良信君
6番	中村敏彦君	15番	原口政敏君
7番	大六野一美君	16番	宇都耕平君
8番	楮山四夫君	17番	福田清宏君
9番	西別府治君	18番	中里純人君
10番	濱田尚君		

欠席議員 1名

1番 松崎幹夫君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	東浩二君	主査	石元謙吾君
補佐	岡田錦也君	主任	石軍神卓也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	田畑誠一君	消防長	原 蘭 照 明 君
副市長	中屋謙治君	まちづくり防災課長	瀬川 大 君
教 育 長	有村 孝 君	土 木 課 長	平石英明君
総務課長	中尾重美君	都市計画課長	久徳 工 君
政策課長	満 蘭 健 士 郎 君	農 政 課 長	宮口吉次君
財政課長	田中和幸君	福祉課長	後 鴻 正 実 君
市来支所長	下迫田久男君	学校教育課長	松山隆志君
教委総務課長	木下琢治君	水産商工課長	平川秀孝君

平成28年12月 8 日午前10時00分開議

△開 議

○議長（中里純人君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（中里純人君） 日程第1、一般質問を行います。

これより通告順により、順次質問を許します。

まず、楳山四夫議員の発言を許します。

[8 番楳山四夫君登壇]

○8番（楳山四夫君） おはようございます。

朝夕めっきり涼しくというよりも寒くなってまいりました。健康管理にはお互いに気をつけたいものです。

私は、さきに通告いたしました3件について、市長並びに教育長に質問いたします。

先般より大手広告会社電通において、時間外労働などで女子社員の過労死が大きく報道されて、労働基準監督署と監督庁の立ち入り調査等が行われたところでございますが、就労改善指導がそれになされ、改革に取り組んでいるというような様子が報道されておりました。

また、先日11月24日には南日本新聞におきましては、長時間労働をどう解消するかという見出しの中で、県内企業の実態等が出ておりましたが、その中にもやはり管理者、トップの意識が重要というようなこともあったようです。

厳しい社会情勢の中で中小企業において労働条件の改善が求められているのは御案内のとおりです。

そこで、本市の職員の勤務実態、労務管理状況等についてお伺いいたしたいということで、まず1番目に労働時間の実態などを伺って、ここでの質問を終わります。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） おはようございます。楳山四夫議員の御質問にお答えいたします。

本市職員の労働時間の実態についてであります。

職員の勤務時間は、休日を除き午前8時30分から午後5時15分までとなっております。ほとんどの職員が通常は1日7時間45分の勤務時間で業務を済ませておりますが、人事異動、決算または予算、イベント等の時期には居残りをしている場合があります。

管理職には職員の健康管理及び公務能率の向上を図るため、勤務状況を把握する責務があり、公務の運営に支障を来さないよう調整するよう指導をしているところであります。

○8番（楳山四夫君） 今、企業なんかでフレックスタイム制をとって時間差の時差出勤がとられておりますけれども、本市においてはいかがでしょうか。

○総務課長（中尾重美君） フレックスタイムを利用しているかという御質問です。

現在、民間等が実施しておりますフレックスタイム制は本市では導入はしておりませんが、平成25年度から職員の健康管理及び時間外抑制に資するための時差出勤というのを導入、施行しております。

対象の職員としましては、正規の勤務時間以外に予定されている業務に従事する職員として、運用している業務は、給食センターでの調理の前準備、交通安全パトロール、資源ごみ分別指導、各種がん検診、薩摩藩英国留学生記念館、保育所での延長保育、こういうところで時差出勤を運用しております。終わります。

○8番（楳山四夫君） 全体的なフレックスタイム制はとっていないということですが、時差出勤は部署によってあるということですか。これは時間内で、先ほど市長の答弁の中にあつた7時間45分ということの範囲内で従事しているということではないですか。

○総務課長（中尾重美君） この時差出勤につきましては、1日7時間45分というのを、早出にしたり、あるいは遅出にして遅く帰る、そういう形で運用しております。

○8番（楳山四夫君） イベント等にたくさんの職員が出ておるんですけれども、その場合はどういう手当の方法をとっていらっしゃいますか。

○総務課長（中尾重美君） ただいまイベント等のお話がありましたが、時差出勤と同様にまた別に振

替の勤務、振替休暇という制度を設けております。イベントに1日出た場合は、その分は平日の勤務時間に休日をとるということで対応しております。

○8番（楢山四夫君） わかりました。

それと、職員で長期欠勤者という方が何人いらっしゃるのか、あるいはその中で育児休暇を利用しているというのをあわせてお伺いいたします。

○総務課長（中尾重美君） 長期の欠勤者ですが、平成28年では三月以上の長期の病気等で休暇をとっている者、これが4名おります。それと育休については3人ということでございます。

○8番（楢山四夫君） 4名のほかに3名いらっしゃるということなんですかね。

○総務課長（中尾重美君） はい。

○8番（楢山四夫君） わかりました。

もう1件、ここで伺いたいのは、市外からの通勤者というか、市外から職員が通勤しているというのは何名ほどいらっしゃいますかね。

○総務課長（中尾重美君） 市外からの通勤者ですが、平成28年4月1日現在で申し上げますと、20名おります。内訳としましては、鹿児島市から4名、薩摩川内市から10名、日置市から6名ということになっております。

○8番（楢山四夫君） これは驚きの限りです。私は10名足らずじゃないかなと考えておったんですけども、20名もいらっしゃるということは、ちょっと我々のところで収益でというか、収入、給料をいただきながら市外に納税しているということになると、やっぱりちょっと憤りを感じます。もっとこちら辺について指導できないものかなと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○総務課長（中尾重美君） 市外からの通勤理由として主なものは、結婚、あるいは親の介護、子の看護というのがございます。基本は市役所に新採用した場合は市内に居住することを条件にしていますが、そういうことで女性の方が結婚した場合は、その男性の方と勤務を考えてその間に行くとか、男性のほうの所から通う、そういうことでこういう形に、20名の通勤ということは。場合によっては、子供さんが障害をお持ちで仕方なく市外のほうに住んでいる、

そういう場合もございます。

○8番（楢山四夫君） この件について、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 今、総務課長のほうから答弁がございましたとおり、やはり基本は市内に在住していただくということが基本でありますし、採用のときもそのような話をしております。

ただ、今申し上げましたとおり、親の介護とか、それから子供さんが障害をお持ちとか、結婚もありますけれども、そういった面で市外から通勤といたしますか、市外から勤めに来ているという職員がおりますので、できるだけ本市に在住していただくような指導をやはりこれからもしていきたいと思っております。

○8番（楢山四夫君） やむを得ない事情もあるというようなことでございますが、ただいま市長のほうからの答弁もございましたとおり、できるだけそういう方向で対応していただきたいなと思うところです。

次に移ります。

職員の時間外手当の支払いの状況というか、合併後どういう推移をとっているのか、お伺いしたいと思います。

○総務課長（中尾重美君） 職員の時間外手当の支給状況の御質問であります。

合併後の平成18年度一般会計では約3,500万円を支給しておりました。平成27年度は約4,700万円あります。約1,000万円の増ということになっております。

増の主な要因としましては、権限移譲などにより市で取り扱う業務が増えたこと、あるいは、昨年で申せば台風15号などの災害対応、県議会議員選挙の事務、国勢調査、臨時福祉給付金などの業務があったことが上げられております。時間外手当につきましては適正な執行に努めているところでございます。

○8番（楢山四夫君） 市民から、夜まで大分電気がついて残業しているんじゃないか、たくさんいるのかどうなのか、手当の支給はどうなのかというのを耳にするわけなんです。そういうことで、この残業手当の請求状況というか、特に多い部署とかそ

ういがあるのかですね。

素人的に考えれば、何か税務申告等の場合なんかの税務課の職員なのかなと思ったりしているんですが、年間を通じて部署によっては電気が遅くまでついていると。そういう残業があるのかということを知りたいんですが、そこら辺についてはどうですかね。

○総務課長（中尾重美君） 特に残業が一時的に多いというような部署がございます。財政課の予算編成のころ、あるいは税務課の賦課徴収のとき、それから選挙管理委員会等は選挙の事務、そういうときは月に80時間を超えるような超勤が出ている状況であります。

○8番（楢山四夫君） 多くのそういう職員についてはサービス残業が多いんじゃないかと。残業手当はもらっていない、あるいは自主的に残業しているんだということかもしれないんですけども、余りにも、そういう関係で電気がついて、夜まで仕事をやらせてもらっているのかと、残業手当はもらっていないというようなことでサービス残業が多いのかなというふうに思うわけでございまして、そこら辺の管理者としては、考えられるのが、上司がおれば先に帰るわけにいかんと。あるいは、能力がなくて居残りせないかんのかと。そこら辺も含めて実態はどうなんだろうかというふうに感じておるんですけども、いかがなものですかね。

○総務課長（中尾重美君） 時間外の実態ということでございます。

今、お話がありました上司が残っているというような話もありますが、通常の勤務の中で上司がいるから部下が帰りにくいというようなことはないかと認識しております。

管理職は職員を管理するということで、年度初めの4月には所属別の組織目標で年間のスケジュールを作成することや、毎週月曜日には朝礼を実施しております。こういうことで職員の勤務実態を把握し、必要に応じて係内の職員同士の協力体制の確保や所属内のほかの係と連携するなど必要な措置は講じているところでございます。

○8番（楢山四夫君） いろいろ工夫はなされておるようですけども、やはり職員が一番働いてもら

わないかんわけですので、明るる日にこたえるようなことのない、明るる日は元気よく出勤して仕事に取り組めるような職場環境づくりをぜひお願い申し上げます。

次に移ります。

臨時職員、パート職員等の賃金の支払い状況はどうなのか、お伺いしたいと思います。

○総務課長（中尾重美君） 臨時職員、パート職員等の賃金の支払い状況です。

合併時のお話をしますが、合併後の平成18年度の一般会計の決算では総額で約1億2,300万円となっております。27年度の一般会計の決算では総額で1億4,600万円ということで、2,300万円の増となっております。

○8番（楢山四夫君） 1億2,000万円ということからすると合併後そう……。いや、2,300万ですかね、増加しているということは。回答が間違ったんですか。

○総務課長（中尾重美君） 済みません、訂正をお願いします。

臨時職員、パート職員等の賃金についてであります。合併後の平成18年度の一般会計では1億4,200万円、平成27年度一般会計では総額約1億9,900万円で、約5,700万円の増額となっております。

主な増の要因としましては、介護認定調査員が6名、それから介護支援専門員が6名、特別支援教育支援員が14名、薩摩藩英国留学生記念館の嘱託員が3名など、新たな業務を臨時職員として対応したことにより増えております。

○8番（楢山四夫君） 私は大分増えているんじゃないかなと。10年のうちに5,300万円ぐらいしか増えていないような状況で、中でも介護関係のものとかいろいろありましたけれども、そんな状況ですね。

私がお伺いしたかったのは、前段階から市長のほうから職員を大分減らしてきたんだということが言われておったわけですが、そこらの減らした分が臨時職員やあるいは時間外等に増加されてきているんじゃないかなという懸念がございましたので、お伺いしたところでした。

そこまで大きく増えているという状況ではないよ

うですので、この項については終わります。

次の電算システム等の外部委託状況、あるいは端末機の所有状況等についてお伺いいたします。

○総務課長（中尾重美君） 電算機の端末の関係でございます。

これも合併時で申し上げますが、平成18年が457台、平成28年が584台ということで、比較しますと127台増えております。

○8番（楢山四夫君） これも今、三百何人のうちに端末機が五百何十台ということで、1人に1台半からあるということですが、ここらは本当にそれだけ必要な端末機なんだろうかと。

ある市民がこう言いました。「役所に行ったら俺が来たって気がつかなかったもんな」と。端末機ばかりのぞいて、頭が上に上がらなかったというんですよ。それほど端末機とにらめっこせないかんとなど。こういうような問い合わせがございました。

そういうようなことから、端末機そのものは確かに非常にデータも入って便利だということは私も十分わかっておるつもりなんです、そこらが本当に必要台数なのか。ここらについて調査されたことがあるのかお伺いいたします。

○総務課長（中尾重美君） 端末の台数が多くないかという御質問でございます。

事務処理を進めるに当たり、職員並びに臨時職員に対しまして基本1人1台の端末、並びに窓口業務に対応した共用の端末を配置することで事務の連携と効率化を図っており、適正に配置していると考えております。

今後は、ネットワークの強靱化や社会保障・税番号制度に伴いまして、今月末には、市民課、税務課、福祉課、健康増進課など番号法に定められた事務を行う必要がある課へは番号法利用事務系の端末をさらに132台増設配備することとしております。

○8番（楢山四夫君） これほど機械化されてくるとすれば、使いこなさないといかんし、そこらを人件費と比較して人の何十倍もする能力を持っている端末ですので、大分人が減らされるんじゃないかというふうにも思っておりますけれども、この様子では、そっちのほうの費用の支払いは増えても、人

間的には減らされないというのが実態なんですかね。

○総務課長（中尾重美君） 合併後の平成18年度の職員数が381名でございました。その当時の人件費が30億3,777万円、それから平成27年度では職員数が326名ということで、職員数は55名減になっております。これは一般会計の決算ですが、その人件費としては27億7,997万円ということで、2億5,780万円の削減をしております。電算機に関しましては合併時からの比較は先ほど申し上げましたが、そういうことからすると効果は出ていると思っております。

○8番（楢山四夫君） ただ、この電算に関する費用は人件費には出てこないんですよね。そういうことを考えた場合、電算に対する外部委託料というのは年間どれぐらい支払いされて、これも平成18年と比べてどのように増えてきているのか。

それとまた、この外部委託について、ソフト面のことから外部委託せざるを得ないということかもしれませんけれども、外部委託に対する契約、あるいは契約金額といいますか、ここら辺の状況は競争入札では多分ないだろうと思っておりますが、こういう外部委託料とこの契約についてお伺いいたします。

○総務課長（中尾重美君） まず委託料の件でございますが、平成18年度が5,420万円。平成27年度が6,700万円ということで、1,280万円の増ということになっております。

それから、契約の競争原理ということでの御質問ですが、現行システムのサポート終了や法改正等に対応できなくなり、新たな契約が発生する場合はプロポーザル方式というのを活用して業者を選定しております。

また、導入後の保守契約につきましては、各社プログラムに違いがございますので、不具合等があったときや法改正への速やかな改修対応など、システム仕様を熟知している導入業者が適切であると考えております。

○8番（楢山四夫君） 結局、その会社に対して随意契約でやっているということですね。それはもうやむを得ないと思っておりますけれども、やっぱり電算が進む中では、そこら辺を十分他社との比較もできるようなことで今後の契約については臨んでい

ただきたいなと思うところです。

それともう一つ、端末のことで聞きましたけれども、これは所有なのか、リースなのか、この別はどうですか。

○総務課長（中尾重美君） 端末の件ですが、584台中の466台がリースであり、それ以外は各課で購入したものや年金機構などからの貸与品でございます。

○8番（楢山四夫君） リースは別として、買い取りだとすれば、耐用年数あるいは更新期に入ってくるんじゃないかなと思うんですけども、そういうところについて今後の見方としてはどのようにお考えですか。

○総務課長（中尾重美君） 端末の更新時期という御質問ですが、端末は基本リースを活用しております。リース期間は5年ではありますが、ほとんどが六、七年は使用しております。

また、端末を動かすためのソフトのメーカーサポートが終了する場合があります。そういう場合は、ソフトの乗せかえが困難な端末については更新するというようなことで、更新しております。以上です。

○8番（楢山四夫君） わかりました。

次の5番目の公用車の保有台数と運行状況についてお伺いいたします。

○総務課長（中尾重美君） 公用車の所有台数、それから運行状況ということで御説明申し上げます。

平成28年11月末現在で公用車は145台所有しております。消防本部、環境センター等の特殊車両等50台を除きますと95台ということになっております。

公用車の管理方法は、各課で管理する分散型管理方式をとっておりまして、必要に応じてほかの課の車両を融通して使用できるようにしているところでございます。

運行状況については、時間帯によって違いはありますが、所有する部署でそれぞれの業務に応じて全ての車両をほぼ毎日利用しているところであります。

○8番（楢山四夫君） 私が感ずるに、以前とすれば非常に車の管理がよくなったなということは感じております。前は助手席に乗りますと、散らかって見苦しいなという感じを受けておったんですけど

も、最近是非常に管理状況もいいなと思っております。

この車の更新期になった場合、更新期をどこら辺で基準としているのかですね。何年たったからというのか、あるいは走行距離で大体の基準を考えているのか、そこら辺はどうですか。

○総務課長（中尾重美君） 公用車の更新基準についてであります。

公用車の更新の基本的な基準は、車両の年式が15年を経過し、かつ走行距離数が15万キロを超えた車両を目安としております。また、車両更新の際は、維持費の縮減を図るため、公用車の使用目的、業務内容を精査し、車両の小型化を推進することとしております。

○8番（楢山四夫君） 非常に長い期間、相当乗っているというふうに感じますが、いざ更新とする場合の契約についてお伺いいたします。

○財政課長（田中和幸君） 契約の手法でございます。

公用車の更新手続につきましては、まず最初に、担当課によりまして車両の仕様等を作成いたします。それに基づきまして、指名願を出されている自動車の販売等の取り扱いのある市内の事業者の方から指名委員会のほうでその指名業者を決定いたします。で、それを示しまして入札という状況になります。参加ができる方にはほぼ全て指名という形でやるようにしております。

当然入札してまいりますと落札業者が決まりますが、その方に関しましては財政課のほうでとりあえず契約をしまして、原課のほうに配置するというような流れになっているところでございます。以上です。

○8番（楢山四夫君） 競争入札でやっているということでお伺いいたしました。

下取り等についてはもう込みにとということになるわけですか。

○財政課長（田中和幸君） 下取りにつきましては、状況を見まして販売にする場合がほとんどでございます。公売ですね。

○8番（楢山四夫君） わかりました。この件につ

いては終わりたいと思いますけれども、いずれにいたしましても、職員が気持ちよく働けるような職場環境づくりをぜひやってほしいと思いますので、そういうことで要請いたしておきます。

2番目に移ります。

農業振興についてですが、少子高齢化の進行に伴いまして農業従事者が急速に減少し、農業は本当に衰退の一途をたどっているのが現状です。そういう中で、今後の市の農業振興策をどのように進めたいというお考えなのか、お伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 農業の現状につきまして、今、楮山議員がお述べになったように大変憂慮する事態がございます。すなわち、少子高齢化の進行に伴うこと、担い手農家や販売農家の減少、新規就農者の不足、耕作放棄地の増加問題など、課題が山積していることはもう、楮山議員今お述べになったとおりであります。

このような状況を踏まえ、いかに打開していくかということがこれからの課題であります。各種基盤整備を推進し、今、市来地域の川南地区を整備しておりますが、意欲ある多様な農業者に対し、機械施設の共同化を進めるとともに、農地中間管理事業を活用し、担い手の農地集積や青年就農給付金制度の活用による新規就農者の確保など積極的に推進してまいりました。

また、中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業を活用して農地の保全に努めるとともに、地域の共同活動を支援し、農業担い手の育成、協業化、法人化など生産組織の育成のほか、集落営農組織など新たな地域営農の推進に努めているところであります。

今後は、市場競争の激化等を踏まえ、収益性の高い地域営農の仕組みを構築することが重要であり、その支援に努めることが今後の農業振興のあるべき方向ではないかと考えております。

そのため、これまでの取り組みをさらに進め、地域農業リーダーなど担い手を確保し、農作業の受委託や農地の有効活用のために集落営農組織などの新たな地域営農の推進を図るとともに、地域の特色を活かした、先ほど申し上げましたとおり収益性の高

い品目の導入や規模拡大、特産品の開発、ブランド化の確立に努め、これらの安定的な消費流通の確保を図りながら、持続性かつ収益性の高い、魅力ある農業の振興に努めてまいりたいと考えております。

○8番（楮山四夫君） せんだって農業委員会のほうから農業振興に関する意見書というのを私どもも見せていただきましたが、今、市長の御答弁のとおり、中山間地の問題、あるいは集落営農ということをぜひ進めていただきたいということでした。私自身もそう思っております。

今朝はこのようなものがありました。自民党の提言案がまとまったということで、7日、きのうですね、わかったということですが、中山間地に予算優先枠と、他産業並みの所得を目指す。まさしく今、市長の答弁のとおりだと思いますが、その中でも特色を活かした農業展開を総合的に支援するのが柱という中で、中山間地を重点的に支援する優先枠の創設ということが出ていて、他産業と比べて遜色ない所得をというようなこともあるようでございます。

これは自民党がまとめたもので、政府への働きかけをするということでも出ておりましたが、ぜひ今おっしゃったようなことを今後の市の営農、農業振興に取り入れていただきたいなど。法人化、あるいは六次産業化やブランド化、地域のリーダーの育成等、そこら辺をぜひやってほしいなと思うところです。

特に最近、企業等の定年退職者、こんな方々を何とか農業に引き込みたいなというふうに思うんですけども、何かここら辺のきっかけというか、そういう考えはないものか、市長、どうでしょうかね。

○市長（田畑誠一君） 近年、農業に対して非常に魅力をお持ちである、生きがいを持ってこれからの生涯をとという方が、とみに増えてきている傾向にあります。その一つのあらわれとして、もう六、七年前になりますか、五、六年ですかね、農業塾を始めております。毎年1年間ですね。

ほ場で研修なさる、それからまたいろいろな技術的なことはもちろんのこと、その農業本来の学術的なことと申しますか、そういった研究、勉強を農業塾でしていただいておりますが、ほとんどの方が毎年他産業で定年を迎えられた方です。

その方々が非常に意欲的に農業に魅力を持って農業塾で学ばれて、ここ2年ぐらい前からですかね、農業塾で学ばれた後は給食センターに野菜をおさめるとか、そういったことで大変いい方向に進んでいるなというふうに捉えております。期待をしております。

○8番（楮山四夫君） さっきから出ているように人口減少という中で今、農村には空き家がたくさん増えてきているんですよ。何かこの空き家を利用する。今、まちのほうでは、商店街のほうでは使われておりますけれども、田舎の空き家をIターンというんですか、よその先進地を見ますとそういうような形で、インターネットを通じて我がまちの農業を紹介しながら募集するというような、そういうことも考えていけたらなと思っておるんですが、いかがなものでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 近年の豊かな社会の中で、人々はやっぱり自然、それから人との触れ合い、それから癒しの空間というのを求めておられる傾向にあると思っております。これはまた豊かさのあらわれであると思っております。

せんだって薩摩藩英国留学生記念館におきまして、カリフォルニアのシェフの方が来てくださりまして、それで長澤鼎さんが生前好んでいたであろう食べ物と申しますか、そういったものを向こうで長澤鼎さんの姪御さんの娘さんですか、といっても90歳ぐらいだと思いますが、エミリーさんですか、楮山議員御存じだと思いますけれども、あの方にお聞きをなさった上で、あの地域を散策しながら、この説明を聞く。そして、中学校の空き教室を使って、ディナーをやりました。

その会費は実に8,000円なんですけれども、応募あつという間にいっぱいになって、50人ぐらいだったと思いますが、都会の方の中には大きな企業、名前は申し上げませんが、の方も来ておられました。そういったことを仕事にしておられる方がですね。そこでは、非常に素朴な、校舎の中にただ裸電球を両方引っ張っただけです。そして、ろうそくをともしてその8,000円のディナーパーティーがあったんですが、これは新たな発見だと。私たちは華やかな

ところだけを追いかけてきたんじゃないかと。こういったやり方もいいなということ非常に深く感銘しておられました。私にそんな話をしてくれました。

だから、やっぱり人々はそういったものを今、求めているんじゃないかなと思います。そういった意味では農業農村というのは、まさに大自然の中、そして何よりも人々の優しさがあります。情けがあります。だから、これから活かす手だてということは一考を要するというふうに私も思っております。

○8番（楮山四夫君） 地域の特性を活かすのとあわせて特色ある農業でないと、そこら辺も呼べないのかなというふうにも思うわけなんです。そうしたことでやっぱり、さっきから出ております集落営農を中心に進めていかんと、今の私ども農村はもう共同作業さえ十分に行えないような状況になってきております。

そうしたことで、一応農地集積、あるいはそういう面でもまとまりはしつつあるんですけれども、今まで共同作業に出ていた人がもう出なくなって、農地は集積されるものの、その集積した方々が人数が少なくなれば、その作業は、今まで一、二時間で終わっていたのが半日もかかるというような状況に今あるわけなんですよ。

そういうようなことを、もっと何か方法がないものかなと。集落営農だけでなく、何か支援する方法がないものだろうかというふうにも感じるものですから、そういう空き家を利用するとか、そういう形での呼び込みとか、市の広報を利用して全国に知らしめていくというようなことも大事じゃないかなと思うんですが、ここらはどうお考えですかね。

○政策課長（満園健士郎君） 空き家の利活用の話という面からお答えをさせていただきたいと思いません。

ただいま市のほうで空き家等対策のための計画を策定中でございまして、その中で空き家の管理の問題もさることながら、市街地周辺部における空き家の利活用ということで、いろいろなメニューを考えているところでございます。

その一つといたしましては、やはり空き家について

て、貸したい、あるいは借りたい人がいないかというのを仲立ちする一つの機能として空き家バンクということで、貸したい人がネットに情報を出して、それを仲立ちをする、そういった中に例えば農地がついている農家の物件もありますよとか、そういったところまで踏み込めたらいいんじゃないかなというのも検討をしております。

農地につきましては、すぐに始めて農業ということには農地法上もなりませんので、その辺の問題もあるかと思えますけれども、そういった田舎に住みたい、あるいは農業をしながら住みたいといった方々についても、この空き家バンク制度というのは一つの方策になるのではないかということで検討しているところでございます。

○8番（楢山四夫君） ぜひ、この空き家利用について農業の面からもPR、啓発していただきたいなと思います。

それと、この中山間地域においては今、まち協も大分活動ができておるようでございますので、まち協も含めた中での農業施策というのをおわせて考えていけたらなというふうに思うんですけれども。まち協は田舎地区しか言えないわけなんです、ここら辺の取り組みもぜひ進めてもらえたらと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○農政課長（宮口吉次君） 中山間地域の地区まちづくり協議会と連携した形でそういう取り組みということですので、集落営農といった取り組みになるかと思えます。集落営農につきましては、農業生産や集落がよりよくなる仕組みを集落のみんなでお話し合ひまして、実践していくもので、団地内の地権者や耕作者によって組織されるものでありますけれども、決まった形というのは特になくて、方式もその営農組織によってさまざまでございます。

地区のまちづくり協議会と連携したといいますが、そういう取り組みにつきましても、今後も集落営農組織づくりを進めていく中で一つの方法として研究してまいりたいと思えます。

○8番（楢山四夫君） 前から申し上げておりますように、何と言っても差し当たって集落営農だと思っておりますので、ぜひこの集落営農に取り組んで

いただきたいことと、御支援方をお願いしたいと思っております。

次に移ります。

前床地区のほ場整備地内の農振除外の要請が今でもあるわけですが、現況と今後の見通しについてお伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 前床地区の現状と今後の見通しについてであります。

前床地区は昭和55年度に優良農地を生み出すことを目的として基盤整備事業により整備された地区であります。

現状としましては、今年8月から9月にかけて農用地利用調査を実施しております。全体面積が約20ヘクタール、うち耕作されている面積が16.6ヘクタールで、約83%の耕作率であります。

また、耕作者の中には認定農業者が3人、新規認定就農者が2人、その他2,000平米以上耕作されている農家の方が6人ほどいらっしゃいます。優良農地としての活用がなされている状況であります。

前床地区などの農用地地区内の土地は原則として区域から除外はできず、個別の例外でも経済事情などから必要と認めた場合で、かつ周辺の土地利用状況から農用地以外の利用が必要で、代替する土地がないことなど御案内のとおり五つある法的な除外要件を全て満たした上で、県の同意を得る必要があります。

現時点では、外周部での条件を満たす申請について、除外できる可能性がある場合は、県と協議しながら手続をとっているところであります。

○8番（楢山四夫君） 以前とすればちょっとは進んできたのかなという感じもせんでもないわけなんです、結局県のほうで認可できるというようなことだろうと思うんですけれども、個別にだとしても何とか条件によってはできるというふうには受け取っていいんですかね。

○農政課長（宮口吉次君） 農振地区からの土地の除外につきましては、ほぼ今、実際に除外ができましたところが2筆しかございません。それにつきましては地区の全くの外周部でございます。いろいろな条件が整いまして、その上で除外したというのが、

今、除外ができるようになった状況からして2件しかないということでございます。

今また1件申請が出ており、それはどうにかなりそうな状況ではあるんですけども、まだ決定はしておりませんが、今のところは2件しかないということで、周辺部に限って、特に条件がそろったものについてしか今のところできない状況でございます。

○8番（楢山四夫君） 先ほどの市長の答弁の中に認定農業者、あるいは新規の2人とか3人とか、そういうことで、私もこのことは農業を進める立場から言えば除外というのは余り言いたくないんですけども、振興地の中の中心部にある人にとっては、それがやっぱり今のところできないと。周辺部についてはということですので、ここらは公に何とかできるような、神村学園駅の後背地の都市開発を含めた今後の計画というのはないのか、市長、どうなんですかね。

○市長（田畑誠一君） 神村学園前駅の背後地対策としてという、とてもまたいいアイデアだと思いますけれども。

前床地区の現況につきましては、先ほど申し上げましたし、楢山議員も申されましたが、ある意味ではこの認定農業者の方とか新規就農者の方とか、それから2,000平米以上耕作している方が6人いらっしゃるとか、そういった意味では83%の耕作率で、農地利用という面から言いますと、一つのまた優良農地として活用もされているということは評価していると思います。

ただ、しかし、おっしゃいましたとおり、地区においてはやっぱり除外して宅地にしたらどうかという声がたくさんあることも、もちろんおっしゃるとおりでありますし、承知もしております。そこで、今の状況で前床地区について市においても将来的な宅地利用化が図れないか、それから都市計画の観点から土地利用方針について県など関係機関とも協議を行っておりますが、農用地区域は都市計画法上の区域より優先することから、一括して解除し、宅地化を促進することは現行制度上ではできないということでもあります。

したがって、今まで端っこのところを2カ所

ほど解除したという例がございますが、現段階ではそういう法的な何か制約があるようであります。

○8番（楢山四夫君） 非常に厳しいようでございますが、ぜひ、これは除外もいけるというような状況になるように、御研究、御検討方を要請いたしまして、次に移ります。

最近、有害鳥獣の捕獲頭数が増加しておりまして、捕獲獣の食品化、加工等加えてこの付加価値を高めたいということが望まれるんですが、いかがなものでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 有害鳥獣の食品化、加工等についてでありますけれども、県内では伊佐市、阿久根市に獣肉の食肉処理加工施設があります。伊佐市の処理加工施設は平成20年度に設置しており、平成27年度の処理実績は年間20頭ほどであります。また、阿久根市の処理加工施設は平成25年度に設置され、処理実績は1,200頭ほどで約280万円の販売額がありますが、解体作業にかかる経費として、市が3年間3,000万円補助をするなど多大な経費がかかっているようであります。どちらの施設も採算がとれていない状況が今の実態であります。

○8番（楢山四夫君） 今、2カ所の例をお伺いしましたが、私も、いから阿久根という有害鳥獣捕獲協会の阿久根の資料をいただいておりますが、確かに経費倒れしているというようなことも伺っている中で、「お前のところはもうつくるな」と。ぜひとった捕獲獣はうちに持ってきてくださいと、阿久根のほうからそう言われているということなんですよ。

そこで、ぜひそこら辺を市の猟友会との話し合いをして、捕獲獣については阿久根のほうに持っていただければ、少しでもまた金につながるんじゃないかと思っておりますけれども、私どもの有害鳥獣の協会というんですか、そこら辺との話し合いはできないものですかね。どんなものですか。

○農政課長（宮口吉次君） 阿久根市のいから阿久根という施設に、こちらで捕獲した鳥獣を運搬して処理してもらうということなんですけれども、この阿久根のほうの施設に搬入しまして処理をしていただくときには、1頭当たり2万3,000円の処理費を払わないといけなくなります。この2万3,000円

というのが阿久根市が1頭当たりで市からその施設に補助している額で、同額をやはり負担しないと処理ができないという状況でございます。

それと、捕獲してから血抜き処理をして、それから運んでいくということで、その時間が1時間を超えたりするとなかなか処理をするのが難しいというような状況も聞いておりますので、難しい状況はあるかと思えます。

○8番（楮山四夫君） 今、銃殺というよりも、わなで捕獲すれば生きてまま捕獲できるということで、ここらの今の1時間というのはクリアできるんじゃないかと私は思うんです。ですので、そこらをもっと猟友会と話し合い、詰めができたならと思うんですけれども、どうですかね。

○農政課長（宮口吉次君） 捕獲しまして生きてまま運搬ができるというのは、アナグマなどの小さいものは可能ですけれども、イノシシ、シカを生きてまま運搬するというのは大変危険な状況もございまして、ちょっと無理な状況でございます。

そういうことで、何と言うんですか、血抜きをする途中では運べるんでしょうけれども、しとめてとつか、そういう生きて状態じゃないところにして持っていけないと、もうイノシシ、シカは無理というような状況がございますので。

○8番（楮山四夫君） おっしゃるとおり、処理料が2万幾ら要するというのですが、それ以上に販売できるとすれば、そういう方法もあるんじゃないかと思えますので御検討をしていただきたいと思いますところなんです。

それと、今、アナグマの話もありましたが、アナグマについては非常に重宝がられて、需要に追いつかないというような状況も伺っておりますので、そういうのも一考願いたいと思えます。

この件でもう一つ、今朝の南日本新聞に霧島市の水増しのことが出ておったのですが、我がまちはそんなことはないでしょうね。どうですか。

○農政課長（宮口吉次君） 霧島市で鳥獣捕獲の水増し申請があつて、それが発覚してというような記事が今朝出ておりましたけれども、この不正防止につきましては、捕獲をお願いしている本市の猟友会

自体でも厳しく取り組んでいらっしゃる場所ですし、市の審査においても厳正に審査しておりますので、不正はないものと理解しております。

○8番（楮山四夫君） この霧島市のあれを見ますと、写真が尻尾と耳の写真撮って、その写真が何頭にも回っていたというようなことでの内容ですけども、ぜひうちの場合はそんなことのないように管理していただきたいなと思えます。

それと、鳥獣関係については、さっきちょっと阿久根の紹介を忘れておりましたが、阿久根の場合はイノシシ、シカ肉等については急速冷凍して、これを年間、学校給食センターに送っているというようなことも紹介いただきましたので、こういうことも一応考えて、また阿久根に送るなら送れる状況もできたらと思うところなんです。

この件については終わりたいと思えます。

次に、学校教育についてお伺いたします。

小中一貫教育の研究の成果と課題を踏まえ、今後の推進計画についてお伺いたします。

○教育長（有村 孝君） 小中一貫教育の今後の推進計画についてでございますが、本市では御承知のとおり、平成27年度から文部科学省の推進事業の指定を受けまして、全中学校区で小中一貫教育の研究実践を行ってまいりました。今、研究実践中でございます。

特に羽島中学校区と生冠中学校区をモデル校区に指定いたしまして、先月25日には生福小学校で公開研究会を開催いたしました。議員の皆様にはたくさん御出席いただきまして、本当にありがとうございました。

成果はたくさんありますけれども、この成果につきましてはまた後ほどですが、例えば子供たちが非常に先生方との交流がいいということで、評判がいいと言いましょか、たくさんあります。そういうことで今後は進めていきたいと思っておりますけれども、来年度までの研究指定期間の取り組み結果等を踏まえながら、今後とも小中一貫教育を推進してまいりたいと思えます。

なお、成果はたくさんあると申しましたが、その一つとして、例えば乗り入れ授業について、中学校

の先生が小学校で授業する、小学生の先生が中学校で、それを乗り入れというんですけれども、そういう授業を経験した小学生の多くが、中学校の先生との授業が楽しいとか、あるいは中学校での英語の授業が楽しみなどの好意的な感想を述べておりました、中学校の先生方と顔見知りになったり、交流が深まったりして、中1ギャップの解消にもつながっていくものと考えております。

そういうことから考えまして、来年度からもまた、今後とも小中の一貫教育を推進してまいりたいと思っております。

○8番（楢山四夫君） そうすると、本市の場合の小中一貫教育を導入したいというのは再来年になるということですか。

○教育長（有村 孝君） 小中一貫教育につきましては、前も申しましたとおり併設しながらやる連携型の小中一貫教育、例えば校舎は小学校は小学校、中学校はそのままの施設で、人が、子供が、あるいは先生方が行き来してやっぴいこうと。9年間で育てていこうというのが連携型の小中一貫教育ですね。ところが、それを一歩進めますと、一つの学校にまとめて、中学校か小学校にまとめて、全て教職員も一緒になって、職員室も一つ、校長先生も1人と、そういう学校が一体型の小中一貫教育ということでございます。そういうことで今、連携型を進めているところでございます。

○8番（楢山四夫君） 羽島については一体型、一貫型というんですか、こういうことで進めたいと。生冠地区については今おっしゃるとおり連携型というようなことでお伺いした中で、私も先日、生福小学校での公開研究会を見に行きましたけれども、乗り入れ授業というんですか、それを見ている中で、非常に感銘を受けました。英語の教育の時間でしたが、ああ、こんな勉強の仕方等あるんだなと思いつながら、これだったら英語がおもしろくなるんじゃないかというような気がいたしたところでございまして、ぜひこういうことで連携型の学校が進められていったらなと思ったところです。

そうした中で、教員免状がちょっとネックになっているというような話も伺うんですが、そこら辺は

どうということなんですかね。この教員免状というのは。

○教育長（有村 孝君） 小中一貫になりますと、例えば小学校の免許だけを持った教職員は、中学校は各教科ですので教科免許を持たないと授業ができないわけでございます。中学校の先生も、中学の社会科は持っているけれども小学校の免許は持っていませんというのはなかなかできない。

ただ、今言いましたように、中学校の先生は理科の免許を持っていれば小学校の理科は担当できると。英語の先生は英語活動はできますと、関連のある教科はできますけれども、ただ一体型になりますと、今みたいな免許構成では、ちょっと過不足が出てくると思います。ですので、今国も考えているのが、今後免許法を、国の大きな免許法という法がありますが、それを改定しながら、小中兼任のといひますか、小中免許状というのを今考えているというのがマスコミで報道されているとおりでございまして、今後はそれがさらに加速されていくんじゃないかなと考えているところでございます。

○8番（楢山四夫君） 今のところでは、今の先生方は小中両方とも免状を持っていらっしゃる方というのはほとんど少ないということなんですかね。

○教育長（有村 孝君） 小中持っている先生方も多いことは多いんですが、ただ小学校だけという先生も多分、半分以上はそうだと思います。中学校まで、高校までというのはなかなかですね。まあ高校は今、関係ないわけですけども。中学校の先生方も小学校の免許状を持っているというのは少ないと思います。小学校の先生よりも少ないんじゃないかなと思います。

ですから、限られた教科だけで今、乗り入れ授業ができていうことです。ただ、勤務につきましては校長が兼務辞令を、私どものほうで出しておりますので、羽島小の先生が羽島中に授業に行っているですよという、それはもう兼務辞令ですので、免許とはちょっと。並行はしますけど。免許状については今、申し上げましたとおり、なかなか少ないわけございまして、全体で何割ぐらいかと言われましても、そうですね、おおよそ、市内を見ますと

大体2割ぐらいの先生方が持っていらっしゃるのかなど。教科によっていろいろ違いますけど、そのように考えております。

○8番（楢山四夫君） 先日11月29日の新聞に、日置市は来年度から小中一貫教育というように出ておりましたが、ここら辺、日置市なんかは今までそのような下積みとか、今までそんな研究がなされておったということで捉えていいんですかね。

○教育長（有村 孝君） 日置市の実情は余りつかんでおりませんが、本市につきましては平成23年度から進めてはいるんです。ただ、国の指定を受けたのが27年度から3カ年受けておりますので、私どものほうが日置市より早いんじゃないかと思っております。まあ、どっちが早いとか関係ないわけですけど、そういうことです。

ただ、日置市の場合の小中一貫は連携型でございます。私どものほうは先ほども少し申し上げましたけれども、生冠中と羽島中校区につきましては、生冠中は今後はやっぱり連携型をしばらくは続けていきたいと。より強力でですね。羽島中校区につきましては、一体型の成果というのを最も大きく発揮するためにやはり一体型へ持っていく必要があると。そういうことで、一体型を今後進めていきたいと計画を検討しているところでございます。

ただ、一体型になりますと、御承知のとおり校舎の増改築をはじめ、教職員の人数の問題、定数の問題、それから9カ年間の教育課程をつくりますので、六・三制じゃなくて段階で三つに区切るとか、そういった教育課程を組んでいきますから、少なくとも三、四年間は時間を要するんじゃないかなど考えて、今検討を進めているところでございます。

○8番（楢山四夫君） いずれにいたしましても、そういう連携型にいたしましても、早目に小中一貫教育が進められることを望んでいるわけなんですけど、以前も申し上げましたし、先ほど教育長の中にもありましたけれども、やっぱり連携型が進む中で、中1ギャップというのも大分縮小されていくんじゃないかなという気がしてならないわけです。そういうことで、ぜひ早くこの一貫教育ができますように進めてもらいたいと思います。

次に移ります。

学区の見直しは考えられないかということで、お伺いいたします。

○教育長（有村 孝君） 学区の指定区の見直しはできないかということでございますけれども、今、従来の学区があるわけです。ただ、一部の地域については、指定された学校よりも別の学校に通うほうが近い地域がございまして、このような地域につきましては保護者の申請によって、地域や個々の実情等を考慮しまして、本来就学すべき学校より著しく距離の近い学校に通学することを認めることは、今までも、また現在もでございます。

現在、このような理由で、照島小学校区である八房の2世帯3人が市来小学校へ通学しているところでございます。また、串木野中学校区である八房の中学生1人が市来中学校へ通学しております。

学区の見直しはできないかということでございますが、このことにつきましては御承知のとおり、見直す場合はやはりそこに住む保護者あるいは児童生徒を初め、全ての校区民の御理解と御意見等も聞きながら進めることが必要となります。また、通学距離だけではなくて、学区が設定されたこれまでの経緯を踏まえたり、教育上配慮をしたりする必要があるために、慎重かつ総合的に判断していくということになろうと思っております。

○8番（楢山四夫君） 例をお伺いいたしましたが、その八房の9班というところですか、まぐろの館のあるあの周辺の10戸前後でしょうけれども、照島小学校に学区としてはなっていると。だけれども、要請によっては市来小学校に行っているということですが、やっぱり地域別に考えると、何と言っても市来小学校は半分以下の距離であるし、また小学校は小さい子供にとっては近いほうがいいというふうに思うわけです。これは父兄の希望ということだけでなく、そういう学区を決めておくべきじゃないかなと思います。

また、先ほど中学校のこともありましたが、中学校の八房、海瀬のほうは、昔から中学校になると市来中学校に行っておったと。合併前においてもそういうことがなされておったということなんですよね。

もう一つ学区で言いたいのは、川上小学校なんです。川上小学校については、私どもの上のクラスまでは運動会は、冠岳小、生福小、川上小、3校の持ち回りの運動会をやっておったというようなことで、合併がなされない中にそういうような寛容な関係者がおってできたんだろうと思うんですが、合併を今した中でそんなことを考えると、地域の実情に合ったような学区というのが考えられるべきじゃないかなと思います。

そういうことで、これは私は何年か前も言ったような気がするんですが、再度教育長にお伺いいたします。

○教育長（有村 孝君） 先ほど来申しますようにこの学校区というのは、学校区が当初設定されたこれまでの経緯を十分に踏まえたり、また通学距離の問題とか、あるいは教育的配慮を要するような事案、いろいろございます。そういうのを踏まえながら、今後また学校区の見直しについては十分地域とも、保護者、PTA、学校と連携しながら見直すべきところは見直していくと。

なお、現在は、先ほど申しましたように30人以上の小中学校の子供たちが区域外指定学校外に通学をしております。もろもろの教育的配慮をしながら許可、認可しているという状況でございます。今後の対応につきましては先ほど申しましたとおり、実情等を十分配慮しながら、変えるべきところは変えていくという姿勢で進んでいきたいなと思っております。

○8番（楢山四夫君） もう合併しているわけですから、市来だ、串木野だということは考えなくてもいいと思いますので、実情に応じたことで御検討方を要請しておきます。

最後に、学校施設の整備状況と空調設備の設置の調査結果と設置計画についてお伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 学校施設の整備状況と空調機設置の今後の計画について、お尋ねであります。

学校施設の整備につきましては、平成19年度の市来小学校の校舎改修から始めまして、耐震性がないと診断された22棟について、耐震工事を大規模改造工事とあわせて、事業費約16億4,400万円を投じ実

施してまいりました。おかげさまで昨年度をもちまして耐震化率100%となっております。

今後は耐震上問題がないと判定されていた学校施設の改修工事などを実施し、児童生徒にとって良好な教育環境を整えていかなければならないと私も思っておりますが、その中でも温暖化の進行や熱中症対策の観点からエアコンの設置を優先させることとしております。

エアコンの設置につきましては、これまでも西中間議員、福田道代議員、そして楢山議員からも御質問がありました。また、かねがね議会の全ての皆さん方から要望を受けており、近くは、御承知のとおり、さきの9月議会の松崎議員の御質問にお答えしたところでもありますが、申し上げましたとおり、今年度基本調査を実施して、来年度各小中学校、幼稚園ごとの実施設計を行い、平成30年度からできるだけ早く、数年で工事を行ってまいりたいと考えております。

エアコン整備の終了後、校舎等の改築などはまた年次的に考えていったらと思っております。

○8番（楢山四夫君） 調査費が今年組まれておるわけでございます、どの程度総額かかって、どの程度期間がかかるのかなと思っておったところでございます。30年度からと今お伺いしましたが、大きな工事の耐震も終わったわけですので、まず来年度からでも取りかかれるような体制づくりが欲しいなと思うんですけれども、そういうふうにはいきませんか。

○教委総務課長（木下琢治君） お答えします。早目にそういった事業に取りかかれたいかということでございますが、総体で今のところエアコンの整備に2億6,000万円ほどかかるのではないかと考えております。そういった中で、やはり補助事業等の活用ということを考えておまして、先ほど申し上げたとおり、今年で基本計画をつくり、実施設計をする中で、それをもとに補助申請となってまいりますと、どうしてもやはり事業としては30年度以降にということになってまいります。実際、事業については早急にということを取りかかる予定ではありますが、そういった補助事業等を考えますと、30年度からに

なると考えているところでございます。

○8番（楢山四夫君） 確かに経済的な面もあるわけですが、やっぱり先ほどからの市長の答弁にもありましたとおり、温暖化が進んでくる中で、夏に学校に行ったとき、本当先生方にしても子供にしても、非常に勉強に取りかかろうという意欲が湧かないなという感じがしてなりませんでした。

そういうようなことで、環境づくりが一番大事だと思いますので、一年でも早く整備を整えて、子供たちが意欲を持って勉強できるように、また先生方も子供にそうした中で接していただけるような環境づくりをしてほしいということを希望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（中里純人君） 次に、福田道代議員の発言を許します。

[2番福田道代君登壇]

○2番（福田道代君） 私は、日本共産党を代表いたしまして、通告しております4点について質問いたします。

まず、1点目は原発問題についてです。

安倍政権は、原発を重要なベースロード電源として将来にわたって推進することを決め、原発再稼働への暴走を続けております。原発再稼働の是非は国政の熱い重大争点となっています。福島第一原発事故から6年近くが経過をしておりますが、収束とはほど遠く、今でも8万6,000人の人々が避難生活を強いられています。今後の賠償問題や廃炉費用は20兆円にも上り、その7割は国民負担と言われておりますが、市長の見解をお伺いいたします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 福田道代議員の御質問にお答えをいたします。

先日、全員協議会で報告をいたしましたとおり、私も隣接市長の責任として福島第一原発の現場へ視察に行つてまいりました。種々の対策を進めている状況が確認できる一方で、今なお避難生活を強いられている皆さんがおられること、また賠償、除染など、これまでの試算を超える経費が想定されている現状があります。私も福島原発の事故を契機として、将来的には可能な限り原発を減らし、再生可能エネ

ルギーの普及に努めるべきだと改めて思ったところであります。

○2番（福田道代君） 今の市長のお言葉、私も福島には二度ほど伺いました。その中でやはり原発の重大性と、過酷事故が起こったら本当に大変な状況になるということを痛感いたしております。そういう中で、やはり再生可能エネルギーへの転換という、市長の原発を少なくして、そういうエネルギーへの転換ということは本当に同感です。

しかしながら、やはり今、国の状況と申しましたら、再生可能エネルギーよりも、安倍政権は原発への再稼働の方向をずっと選択しております。そういう中で原発を再稼働していくということが、危険と同時に、そこにお金をつぎ込んでいくということに私どもは懸念をしているわけです。

NHKで、今後の原発の廃炉へ向けての道というのを特集でやっておりました。これはNHKが独自の資料を集めて原発の問題を取り上げて話題になっておりました。この中では特に、私も先ほど申しましたが相当のお金を国民も負担をしていく、そして、今後この原発が続く限りはなかなか安心な、そして安全な生活は国民の中には戻らないのじゃないかというような気もいたしております。

とりあえず8兆3,000億円という支払いは電気料金の値上げでというような、安倍政権がこんな請求書を出したということも報道されておりましたけれども、この再稼働に向けて、やはり国民にとっては、ましてや日本の国内でも相当なお金を必要とするということです。

いちき串木野市の中でもやはりそういうような負担が市民の中に入ってくるわけですがけれども、このようなことについて、やはり市長として意見というのを、県に対しても九電に対しても、具体的に上げていかれるようなお気持ちはあられませんか。

○市長（田畑誠一君） 先ほど申し上げましたとおり、福島原発の事故を契機として、将来的には可能な限り原発を減らして、再生可能エネルギーの普及に努めるべきだと私も思ったところでございますが、エネルギー政策というのは、これは一義的にはやは

り国政の課題として安全性を大前提に、安定性、経済、環境への影響なども重要な観点として見極められるべきものでありますけれども、廃炉や事故対応において新電力を含めて負担が求められることは電力会社の責任、自由化の趣旨を踏まえると慎重に検討されるべきであると考えております。

また、将来的な原発の比率、代替エネルギーの確保を含め明確に示され、原発を減らしていく道筋を描く中で、廃炉や事故対応によるコストと負担の問題も議論をされ、国民の理解を得ていくべきものではないかと私は考えております。

○2番（福田道代君） 市長はそういうふうにお考えだと思いますし、私たち市民も再生可能エネルギーへの移行を早く進めていかなければという思いがするんですけれども、国の状況では重要なベースロード電源という形で言われております。今、政府が進めているのは原発の再稼働をもっと推進するということと、電力会社の延命を図っていく。そういう延命策をしなければ存続できない原発という電源を持つ必要があるかどうかということは、今も市長の言葉の中に再生可能エネルギーへの移行というお話がありましたけれども、国の方向はなかなかそういうような状況とはなっていないわけですね。

その中で私たちは国に対して具体的に、市民が手をつなぎながら市と、そしてさまざまな運動団体も含めてですけれども、原発をつくらない人も含めて具体的に運動というか、そういう話し合いを進めていくことが必要じゃないかと思うんですけど、市長は九電に対して、そういう問題についてどのように話をされていらっしゃるのでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 先ほど申し上げましたとおり、エネルギー政策というのは大きな国の政策であります。したがって、一義的には何といたしましても国政の課題であり、国においては安全性を大前提として、安定性、経済性、環境への影響などを重要な観点として見極められるべきものだと考えておりますし、国におかれましても原発をベースロード電源とか位置付けておられますけれども、そのような中で代替エネルギーを進めるという方向性も含めながら、国のほうでも検討されているものと私は思

っております。

○2番（福田道代君） 市長の答弁ということではわかりはいたしますけど、具体的にどのようにするかというのがなかなか見えてこないで再三質問をいたしました。

原発が再稼働していくということでは、このわずか6年間の間で全ての使用済み燃料が貯蔵も満杯となってあふれ出すということも言われておりますし、川内原発では大体7割方、今、使用済み燃料が満杯になってきています。再稼働は今日の夜半にもと言われておりますけれども、そういうことを進めていって本当にどこにこのごみを処分するのかということも具体的な内容として明らかにされておられません。

そして、着工から23年経っている高速増殖炉もんじゅですけれども、これも1兆円の経費を入れながら、なかなか実際に動かないというような問題も生じております。

この国が今打ち出している将来的に重要なベースロード電源というのを、原発をゼロにしていくというような決断と一緒に、再生可能エネルギーの飛躍的普及をもっと図っていくということで、市長会も含めて国に対してさまざまな人たちがいろいろな角度で要求を出していくと。そういうことで運動というか、そういうように思われている市長さんたちと連携していくべきではないかなと思います。

再生可能エネルギーで2030年までに電力需要の4割を賄うというような目標を私ども共産党としては持っているんですけれども、それも地域の人たちと一緒にかわりながらやっていきたい運動だと思っております。やはり国民の生命と安全を守っていくという意味で、本当にそういうエネルギー需給率をもっと向上させていくということで、市長としても具体的に今、いちき串木野の電力事業を進めていらっしゃるわけですが、そこの中でも再生可能エネルギーをもっとつくり上げていくということではいかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 原発をできるだけ減らして再生可能なエネルギーをどんどん増やしていくというのは、国民みんなの願いだと私は思っております。

そういった中で国としては、国のエネルギー政策

と位置付けて、先ほどから申し上げておりますとおり、安全性を大前提にして、安定性、経済性、環境への影響などを重要な観点として見きわめながら、現在の原発政策が進められているものと思っております。

さらにまた、そういった観点に立ちまして既存の今再稼働している原発につきましては、新たな基準に基づいて安全対策が講ぜられ、規制委員会の科学的な判断のもと、安全性の確保を大前提として稼働している状況にあると認識しております。

○2番（福田道代君） わかりました。市長の言われる内容としては、今の原発の方向と再生可能エネルギーというところですが、次に入っていきたいと思えます。

川内原発の1号機は現在点検中でしたが、今晚9時30分にも再稼働ということが新聞でも報じられております。熊本地震以降、市民は不安を払拭されていない状況が続いておりますが、九州電力は本市に安全性を示していくという、その説明会を具体的に実施すべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 九州電力における説明体制についてのお尋ねであります。お話しなさいましたとおり、熊本地震以降、同規模の地震が近くで起こることなどへの不安を市民の皆様が感じておられると思えます。地震に係る設計基準や自動停止の仕組みなどについて丁寧な説明が必要である旨、議長とともに県を通じて要望を行ってきております。

県議会及び薩摩川内市議会においては特別委員会等の求めにより説明が行われているところであり、本市におきましても4月に総務委員会において、緊急時対策所の変更等について説明がなされております。

原発の運転に当たって、さまざまな事項、状況を丁寧に説明していただく機会は大変重要でありますので、議会の皆様の御意向も踏まえながら、機会を捉えて説明が行われるよう、これからも要望を続けてまいりたいと考えております。

○2番（福田道代君） 丁寧な説明を必要とするということで、市長もそういうような機会をつくって

ほしいと要望されるということで受けとめました。

今晚でも再稼働というような状況に入っておりますけれども、再稼働に当たってということでは、前回も具体的な説明は受けておりません。そして、前回再稼働をする前に、復水器の蒸気が発生したということで1週間後に1号機がとまった経緯があります。それと、先ほど市長も申されました緊急時の対策所、この免震重要棟というのが耐震という形に変更されて、私たちは本当に、市民の人たちもこれは免震にしてほしいという願いが崩れたということで、大きな不安を抱えています。

そういう中で、また改めて新知見という形で規制委員会から出されております基準が審査会合で提出されている問題では、新知見による火山灰の再評価を原発をとめた上で行う必要があるということが言われております。しかしながら、今回それをとめずにそのまま再稼働というような状況を進めていこうという問題は、改めて深刻な問題として受けとめなければいけないんじゃないかなと思っております。

あと、原発の強度不足の問題とか、疲労破壊の問題ですね。それと、大きな熊本地震のような繰り返しの揺れに耐えられるかどうかという問題も具体的にされておられません。このような問題は、具体的な内容としてきちんと報告を求めるべきではないかと思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 先ほど申し上げましたとおり、福田道代議員が御心配なさっておられるように、熊本地震を受けまして、とにかく市民の皆さんが非常に不安を払拭できないということでもあります。したがって、そういう状況でありますから、いま一度住民の目線に立って、専門的な内容をわかりやすく伝えてほしい。その必要があり、地震の影響や設計基準、自動停止の仕組みなど、市民に向けて丁寧な説明をしてほしいということ、議長とともに九電に申し上げてまいりました。

そのことを受けて、九州電力においては6月から7月にかけて、市内のまちづくり協議会の会長さんや自治公民館長さんに説明をなされており、また、定期検査に当たっては知事要望内容とその対応につ

いて、各家庭に資料が配布されたところであります。

いずれにいたしましても、福田道代議員がおっしゃいますとおり、引き続きこの原発にかかわることについては機会を捉えて丁寧な説明に努めるように、九電に対しては議長、議会の皆さんともどもお願いをしてまいりたいと考えております。

○2番（福田道代君） 具体的な問題と申しますともう一つあるわけですけれども、避難計画の問題ですね。今回、全国で15原発の過酷事故と地震などによる複合災害が発生したという想定をいたしまして、原発の30キロ圏内の全住民が圏外に車で一斉に避難した場合の所要時間を、交通権学会の上岡直見会長、法政大学の非常勤講師ですけれども、この方が試算をされました。一番避難できない状況にあるのは九州電力の川内原発で、道路機能に低下がない通常時が22時間20分、10%低下時が3.6倍の81時間10分ということで、全国で一番大変な状況で、これは移動できないと。これは複合災害を想定した場合ですけれども、このような実態が明らかにされております。

具体的に避難計画というのは住民の被曝を前提としていて、熊本地震の経験に照らしても実効性はなかなかなくて、あそこの場合は放射能の被害というか過酷事故は起きなかったんですけれども、実効性はなく、命と暮らしを守ることはできないというような状況です。

そして、原子力防災計画の欠落として、アメリカでは原子力防災計画の策定が許可の要件の中に含まれているということがはっきりしているんですけど、日本の場合はそれが地方自治体に任されているという実態もここには反映されております。

そういうような中で、この10月でしたかね、新聞で、災害が起きたときに鹿児島県の13市町村の福祉避難所の確保がゼロだったということもありました。いちき串木野市がゼロで、なかなか配置できる職員も不足して、見通しが立っていないということで、防災課長の記事上での報告がありましたけれども、そういうような状況について具体的な方向性を、今やろうとしているのかということでお尋ねいたします。

○議長（中里純人君） 福田議員に申し上げます。

ただいまの質問は通告外となっておりますので注意いたします。次に進んでください。

○2番（福田道代君） 安全性を進めるということと避難計画というのも入るんじゃないんですか。そのところは。

○議長（中里純人君） 福田議員、説明会を実施すべきではないかということですので。

○2番（福田道代君） 安全性の問題と関係あると思うんですけど。変更いたします。

そういう意味では、説明会ということでは具体的な、再稼働をする前に幾つか先ほど私が申しましたけれども、そういう内容について説明を九電からさせる必要があるんじゃないかなと思います。これは総務委員会だけではなくて、全議員にということも含めてですけれども、いかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 原発に関しまして、やはり丁寧な説明をしてほしいというのは、これは福田道代議員、全く同感であります。そういった思いでありますので、先ほどから申し上げておりますとおり、住民の目線に立ってわかりやすい内容で説明をしてほしいということは、議長ともども九電のほうにお願いをしたところであります。そのことを受けまして、九州電力におかれては6月から7月にかけて、市内のまちづくり協議会の会長さんや自治公民館長さん方に説明がなされており、また、今回の定期検査に当たっては知事の要望内容とその対応について各家庭に資料が配布されたところであります。

いずれにいたしましても、今後とも住民目線に立って不安を払拭するように説明に努めてもらいたいということは、これからも議長ともども議会の皆さんと一緒に九電に対して要望してまいりたいと考えております。

○2番（福田道代君） わかりました。ただ、さまざまな人たちの声で、川内原発はいろいろと状況的にも不安があるので再稼働はストップしてほしいという声がずっと続いておりますけれども、今晚、1号機は再稼働の方向へ進んでいって、また私たちは大変不安な思いをしなければならぬというような状況がいたします。

ただ、先ほど市長の中に新規制基準という問題で、

規制委員会が一番科学的な内容に伴った組織だというようにお話がありましたけれども、この問題は以前の規制委員会よりも緩やかになっているということで、これに適合しても原発の安全性は確保されておりませんし、合理性を欠きます。もう一度そのような立場に立っていただいて、本当に安全な検証をやった後の再稼働であるかどうか考えていただきたいと思います。

市民の目線で見るときにはやはり安全・安心というところの新規制基準にはなっていないと思っております。再稼働を行ってまいります川内原発が本当に事故がないことを私は祈っていきますし、それと再生可能エネルギーへの大きな転換を望んでいきたいと思っております。

○議長（中里純人君） 福田議員、質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩します。

再開は午後1時15分とします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時15分

○議長（中里純人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き福田道代議員、質問を行ってください。

○2番（福田道代君） 先ほど原発の問題で質問いたしましたが、規制委員会の問題について、最後にちょっと触れておきたいと思っております。

「規制委員会が絶対の安全性は保障できないとされていますが、ではどのような根拠で軽水炉の利用に認可を与えるのか、事故が起きた場合の認可責任はどのようにとるのか明確に行うべきです」というのは、元中央大学の核燃料化学の舘野淳という教授が言っていられるんですけども、「そういう中で十分な国民の合意を得ないままに規制基準が作成され、いつの間にか規制委員会が裁量権を持つと宣言しています。これは国民の生命財産を守るという原子炉などの規制法の精神からも不当と言わざるを得ません」ということで、新規制基準の問題について解説をしております。こういうような内容もありまして、やはり科学的という捉え方とはちょっと違うんじゃないかなということで、意見として述べて

おきたいと思っております。

次に入りますけれども、二つ目の神村学園前駅の横断歩道橋建設について伺います。

神村学園前駅に横断歩道橋と連絡通路の建設計画がありますが、これまでの経緯と今後の計画について伺っていききたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 神村学園前の横断歩道橋建設につきましては、これまでその都度、経緯について議員の皆様にご報告を申し上げ、御意見を賜ってきたところであります。

全国的に歩行者が巻き込まれる交通事故が発生していることから、この箇所におきましても神村学園前駅周辺の歩行者の現状が危険な状態であり、また高齢化の進む地域においては、ドライバーによる運転操作ミスなどによる交通事故等の心配があることから、照島地区まちづくり協議会からも横断歩道橋の要望が出されております。市といたしましては、交通安全対策が必要なことから議会の皆様に報告をいたしました。

それでは、経緯について説明を申し上げます。これは以下、議会の皆さんに全協で説明してきた内容であります。平成27年7月、JR神村学園前駅の交差点に横断歩道橋設置の要望が神村学園からありましたので、照島地区まちづくり協議会からの横断歩道橋設置の要望も添えまして、平成27年10月、国道事務所にて要望を行いました。

国道事務所からの回答につきましては、横断歩道橋への誘導を高め交通安全性を図るために、神村学園前駅から直接連絡通路を設置した一連の横断歩道橋とし、この連絡通路については地元で設置してくださいとのことであります。

次に、建設に伴う概算事業費は、当初公共事業で進めたときを想定しまして1億2,000万円を試算しました。連絡通路の概算事業費が高いことから議会の皆さん方からも御指摘、御意見をいただき、その後、設計仕様や建設手法を検討いたしまして、発注に当たっては神村学園側で設計と工事を執行するという、いわゆる民間の手でということで、事業費については7,500万円程度を見込んでおります。

次に、この連絡通路建設に伴う負担の割合について

ては、事業費の一部を補助する方式とすることで市が4、神村学園6の割合としたところであります。現時点で市の負担額は3,000万円程度を見込んでおります。

なお、連絡通路は完成後に神村学園からいちき串木野市への移管手続を行う予定としております。

次に、今後の計画につきましては、国道事務所や関係機関との具体的な協議を進めており、横断歩道橋の早期完成を国道事務所に要望しております。また、国道事務所からは、市の要望を受け早期事業化に向けた予算要求を行っているという報告を受けております。

なお、駅と横断歩道橋を結ぶ連絡通路の工事については、国道の歩道橋の工事進捗を見ながら進めてまいります。

この交通安全施設が完成することで、神村学園前駅出口付近の、特に通学時間帯における交通渋滞の緩和と事故防止等が図られることが期待をされますので、早期の着工、完成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○2番(福田道代君) 神村学園の歩道橋がさまざまな交通安全の対策として必要だということで、ここに歩道橋をつけるという要望を持って10月に鹿児島島の国道事務所に行かれたということですが、10月の時点で要望書を持っていかれたときに、国土交通省としては通路については地元が設置をしてくださいという話が具体的にあったんですか。そのところを。

○都市計画課長(久徳 工君) 要望書を提出するときもですが、その前にもいろいろ協議をしておるんですけれども、神村学園前駅とそこの連絡橋と一連ということで整備していくということでありましたので、要望書のときもですが、その前から協議をしているところでございます。

○2番(福田道代君) 神村学園のその通路に当たっては、国土交通省の交通担当の方は、交通対策課ですか、いちき串木野市として通路をつけるので歩道橋をつくっていただきたいというような話だったというふうに伺っておりますけれども、それについてはどうですか。

○都市計画課長(久徳 工君) 昨年12月でございますけれども、そのときも国道事務所と、要望が出た時点でも協議をしております。その時点でも連絡橋につきましては、一連の歩道橋ということで整備していくということで聞き、今まで国道事務所と話をしてきたところでございます。

○2番(福田道代君) いちき串木野市のほうからそれをつけるので歩道橋をつくってほしいというようなお話を伺いましたということによって、それが10月の要望書を持ってこられたときにそういう話だったというようなことですが、私が担当の方にお伺いしたのは、ちょっとそこらあたりが。もう一回。

○都市計画課長(久徳 工君) その協議をする中では我々はその一連ということで整備していく。一連の施設として整備しますということで国道事務所のほうから聞いて、そのように進めてまいったところでございます。

○2番(福田道代君) 多分全体と駅前の構想ということも含まれるかもわかりませんが、一応そういう施設として整備をするので、そういう歩道橋の設置をとということになったわけですね。

○都市計画課長(久徳 工君) 当初は市といたしましては横断歩道橋のみの要望でございました。それとまちづくり協議会も同様、横断歩道橋のみの要望をしておりました。その整備をしていく中では連絡通路も一連だということで国道事務所のほうから回答を得まして、このように進めてまいったところでございます。

○2番(福田道代君) わかりました。市長はそこはただ単に歩道橋だけではなかなか、しようというのではちょっと不十分さが残るかなというのもあるので、多分そういうような流れだったかもわかりませんが。

歩道橋の問題は地域の住民にとってもというような市長のお話もありましたけれども、歩道橋の場合はほとんど地域の住民は利用しないというような、多分そういうふうな歩道橋に。階段を上がって駅に行くということではなくて、みんなエレベーターを使って。高齢化しているし。それと、早目に歩道か

らロータリーのほうに入って、高齢者とか通勤者はエレベーターを使うとか階段を使うというのが市民の今の使用状況なんです。

だから、神村学園の方たち、高校生、専門学生たちの通学路という形での歩道橋の利用にほとんど限ってくるんじゃないかなと思うんですけれども、そういう中で、私が2回ほど登校時の状況をチェックしたのでは、8時5分の340名ぐらいというのが一番多かったんですね。そこは信号を一応先生たちが指導して、そして神村学園のほうの横断歩道を渡って、それから学校の校門に入るというような通学路の設定をしておられました。

しかし、実際にそれを上の歩道と下の神村学園の校門側と分けたら十分に、それで8時5分から15分間、3回ぐらいの信号が変わると、全員がその状態では校門に入れる状況なんです。ところが、二つに分けたら、そんなに時間は10分もかからないような状況になっているわけなんですけれども。そういうような今の、歩道橋の建設に当たっては実態としてはそういうのがあります。

先ほど市長が言われましたように、今、相当いろいろな車の高齢者の事故が起こっておりますので、そういうことも懸念されて多分、横断歩道ということでは言われているんだと思うんですけれども、今の状況の中では設置予定がいつぐらいになるかというのは。今現在は一番多いのが300人を超えるのが8時5分の電車だけなんですけれども、今後の問題として子供たちの数は全体的に減ってきていますし、神村だけが増えていくという状況は余りあり得ないと思うんですが、そういうような中で、いつぐらいに。それは今の国土交通省との予算の関係とかも含めていろいろと対応があると思うんですけれども、建設予定はいつぐらいになるんですか。

○都市計画課長（久徳 工君） 今、国道事務所のほうは早期事業化の実現に向けて予算要求をやっているということで聞いております。この年度につきましては、詳しくは何年度ということは申し上げられないということですが、早期実現に向けて取り組んでいきますと聞いております。

○2番（福田道代君） わかりました。何年度とい

うことでは具体的には、それぞれいろいろと要望もあるかと思いますが、その順番もあるかと思いますが、ただ、この神村学園の横断歩道というのは、何か周りの人たちから見たら本当にそんなに早急に急がれて、そこに金額的には3,000万円というお金を注ぎ込む必要があるのかなというような意見もあちこちで聞かれております。

やはりいちき串木野に通う子供たちではあっても、いちき串木野の子供たちが、先ほど午前中もありましたけれども、1億円以上のお金がかかる空調の問題とか、私が9月に質問をいたしまして、お金がないからと市長に言われました返還しないでも済む奨学金の問題とか、そういう本市の子供たちの状況がもっと先にいろいろと問題とされるべきじゃないかなと思います。この問題についても、4対6という負担割合にしても、市民の中にはさまざまな意見もございませう。

ここらあたりは決まった問題とはせずに、順番も含めて、そういうような市長のお考えは、あと検討される余地はないでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 私は、国道事務所とされては、やはり責任ある立場で、昨今特に頻発する交通事故による余りに痛ましい惨禍を繰り返すことのないように、交通事故の未然防止のため、交通安全対策として真剣に誠心誠意取り組んでいただいていると思っております。私ども市といたしましても、このような交通事故防止のため、交通事故安全対策として、あるいはまた3号線の車の渋滞の緩和といたしますか、車のスムーズな流れといたしますか、そういった点からも市としてやっぱり急いでこの事業は取り組むべきだと考えております。

○2番（福田道代君） 市長のお考えはそういうことで考えておきたいと思っております。

3番目に、いちき串木野電力についてお伺いいたします。

このいちき串木野電力は、電力使用量の収益によって住民サービス改善に活用するとありますが、具体的な内容についてお伺いをいたします。

○政策課長（満菌健士郎君） いちき串木野電力の住民サービスの改善についてでございます。

いちき串木野電力は、去る10月21日に新体制が発足いたしまして、11月1日から事業開始したところでございます。

公共サービスの住民サービスのことでございますけれども、現在、子育て支援世帯への基本料金の2年無料とかいうことで売り出しをいたしまして好評をいただいております。その他のサービスにつきましては現時点では、開始時期でありますとか、具体的な内容は決まっておりますけれども、まず経営が安定いたしましてから事業実施を検討してまいりたいと思っております。

現在想定しております内容といたしましては、ただいまの子育てのほか、高齢者に対する買い物支援でございますとか、見守り、あるいは安心・安全で快適な暮らしにつながるようなことについて、地域の皆様の協力をいただきながら地域全体で支えていく、そういう生活支援の仕組みに対しまして支援ができないかなということでございます。とりあえずはやはり事業の採算性を考慮した上で、その電力事業の中から発生する収益をどのような形で市民サービスのメニューに活用できるかなどを考えているところでございます。

○2番（福田道代君） さまざまに今後、買い物、見守り、地域の皆さん方と協力をしながら進めていくということはいいんですけれども、やはり具体的な計画がもう少しきちんと定まっていなくて、なかなか市民はわかりにくいから、このいちき串木野発電所のほうに足がなかなか向かないようなところがあるんじゃないかなと思います。

例えば、もう少しわかりやすいというのか、このパンフレットの中で、生活支援サービス、住民サービスへの還元を検討中、検討中という言葉がやはりちょっと問題かなと思うんですよね。検討中じゃなくてももう少し、こういうことはやりますとか、何か一つその目玉の内容がなかったら、なかなか市民の中に、目指す姿というのが書かれてはいるんですけど、見えてこないんじゃないかなと思うんですけれども。

その点については、大体何世帯ぐらいが加入したらどういふような動きになるとかという、具体的な

計画は立てられてないんですか。

○政策課長（満園健士郎君） 具体的なメニューにつきましては、先ほども申し上げましたように、やはり11月から実際に販売、営業を開始をしたことでもございまして、今、加入に努めております。それで以前、皆様にも少しお話をいたしました子育て支援のことでございまして、高齢者の見守りのこと、それからコミュニティでいろいろな活動をするということについて、あるいは高齢者の買い物弱者とか言われる方々についての支援といったものを検討できないかなと思っております。

それで、事業の採算性の関係につきましては、当初の安定的な稼働、あるいは収益が上げられる見込みというのが一つの目標でございますから、高圧の電力の契約でしますと大体5,000キロワットというのを一つの目安と考えております。11月末現在で1,500キロワット程度の加入をいただいておりますので、まだそこに達していない状況でございます。

契約が増えてきますにつれて、収益の安定あるいは収益の確保が図られてまいりますので、その収益の状況を見ながら、どのサービスをいつごろ始めたらいいんだろうか、あるいは皆様のニーズを聞きながら、どのサービスをどの程度できるかなというのを検討していきたいと考えております。

○2番（福田道代君） なかなか民間でやるというのは大変な仕事だろうなと思うんですけれども、だけど、やはり民間といちき串木野市がかかわる仕事ですので、住民にとっては相当そのサービスの問題というのは、役所がかかわっているから、いろいろなことが還元されるだろうなというような思いもあると思いますので、そこらあたりは具体的にもう少し内容があるパンフレットというのを。

私もいちき串木野電力に行ったんですけれども、このパンフレットと申込書と、あとは口座振替の三つしかもらえなくて、そして具体的にこういうことになりますよという話は全然聞こえてこなかった、聞かれなかったんです。だから、もう少しそういうようなことを、今後の問題として、あそこの中の職員の人たちの十分な教育が要るんじゃないかなと思います。

2番目に入っていきたいと思います。

20アンペア以下の世帯は契約の中では今、対象外となっているわけなんですけれども、今後契約対象の拡充はされないのかということでもちょっとお尋ねして、後で調べましたら、今後の検討課題になっていたんですけれども、このパンフレットで見ましたらね。これは今後の問題としてどのような方向に行かれるんでしょうか。

○政策課長（満園健士郎君） 20アンペア以下の世帯につきましては当初、この11月1日からの売り出しの時点では加入対象としていないところでございます。その理由といたしましては、20アンペアの世帯の方々に契約をお勧めいたしました場合に、こちらのいちき串木野電力の事業採算性に見合う料金設定をしようしますと、20アンペア以下の方の場合ですと、今まで加入していただいていたらっしゃる電力料金よりも高く設定せざるを得ないといったようなことになりまして、現在利用されている20アンペアの方にとっては不利益になるということがございますので、それをあえてお勧めするということではできないんじゃないかという判断で、20アンペアの方のところは対象外としたところでございます。

ただ、先ほどからも申し上げておりますように、加入世帯が増えたり、契約電力の量が増えてきますと、ある程度収益が上がってまいりますので、そういった中で生活支援サービスの拡充、それから20アンペア以下の家庭の世帯への拡大ということにつきましても、その事業の採算性を見ながら、ここまでだったら可能ではないかとかいったようなことで、今後検討してまいることになると思います。

ただ、先ほどから申し上げておりますように、11月から始まりまして、今、加入をどんどん進めている状況でございますので、それらの判断あるいは検討するにはまだしばらく時間がかかるといったような状況でございます。

○2番（福田道代君） これもやはり加入者の数の関係も影響してくるんじゃないかなと思うんですけども、今、私の手元にありますグリーンコープの電気ですね。これは再生可能エネルギーですけど、太陽光とかいうのはグリーンコープは10アンペアか

ら一応参加できるということです。太陽ガスは、15アンペアからという形です。この前ちょっと全協でお聞きしたときも、それはマイナスを見込んでそういうふうな対応をしていると言われましたけれども。

やはり市民の方々にとって本当に利便性があって、福祉も含めてかかわってもらえるというのか、生活などの支援してもらえるというのは、高齢者が多いんじゃないかなと思うんですね。そういう人たちはやはり、アンペア数としたら20アンペア以下の人たちで、先日も2,000世帯ぐらいその方たちがいらっしゃるということをお聞きいたしましたけれども、そういう人たちにとっては、この分野というのは欠かせないものです。福祉とか、そういう高齢者になっていろいろな援助をしてもらえるということが。やはり市がやる電力会社ですので、そういうあたりの内容もきちんと受けとめていかなければいけないんじゃないかなと思うんですけれども。

そこらあたりなども検討をいろいろされたとは思いますが、やはりそういう中でも結局は九電からの電気を利用したほうが安いというふうになっていったんですかね。

○政策課長（満園健士郎君） 先ほども申し上げましたように、いちき串木野電力は市が過半を出資しての会社でございますので、広く市民の方々にサービスを提供したいということでございますが、やはり会社でございますので、採算を度外視してまでもということになりますと、そこにはおのずと限界がございますから、まず採算性をとるために、一生懸命コストの削減も行いますし、それから加入世帯の促進に努めまして、たくさんの電力収益がある電力の獲得を行います。それによりまして、収益が上がってまいりましたら、いちき串木野電力ということで市が出資した会社でございますので、少しでも広く市民の方々に恩恵が行き渡るようなことについて考えてまいりたいと思います。

ただ、先ほどから申し上げますように、まず採算性を優先させていただいて、収益が上がる状況、経営が安定する状況まで、まずは努力させていただきたいと考えております。

○2番（福田道代君） この収益が上がるというの

は、高圧電気で5,000キロワットということが目安でいいですね。

○政策課長（満園健士郎君） 先ほど申し上げましたが、一応スタートの段階では大体高圧施設につきまして5,000キロワット以上の契約がいただければ大体安定的な稼働ができるのではないかと考えておりますけれども、現在1,500キロワットという状況でございます。

○2番（福田道代君） そういう中で3番目に入りますけど、一般市民に向けた具体的な説明会というか、そういうのを開催する必要があるんじゃないかなと思うんですね。やはり周知を図っていく、徹底していくというのが、市がかかわる発電所ですので、大事じゃないかなと思います。

そういう問題で、広報にも入りましたけれども、なかなか十分に見ていらっしやなくて、そういう発電所ができたんですかみたいな、まだそういう意識の方がいらっしやいます。その点についてはいかがですか。

○政策課長（満園健士郎君） 一般の市民の皆様向けの説明、周知、あるいはPRということでございますけれども、これまでも市民の皆様への説明会ということで、まずはまちづくり協議会の連絡会のほうに説明をさせていただきました。そのほか、女性団体でありますとか高齢者の団体、あるいは民生委員児童委員の皆様などなど、合計で今まで14回、約600名の方々に説明を聞いていただいております。そのほか、先ほど言われました11月20日の広報紙への掲載もさせていただきました。また、先月まで開催されました市政懇話会におきましては、出されたテーマのほかに、このいちき串木野電力に関する情報を皆様にお話をさせていただいて周知に努めてきたところでございます。

今後、市民の皆様向けの説明会につきましては、引き続きまちづくり協議会のほうにも協力をいただきますし、それから各公民館のほうにもこういうことがありますのでお話を聞いていただく機会を設けてくださいといったようなことで呼びかけていく予定でございます。

そのほかの市内の事業所でありますとか、あるい

は子育て世帯が多く訪れる保育施設でございますとか、あるいは新生児の健診の際など、いろいろなところでパンフレットなども配布いたしまして、加入促進に努めていきたいということで、今後もあらゆる機会を捉えて、そういうPR、周知を図ってまいりたいと考えております。

○2番（福田道代君） いろいろなところで周知徹底を行っていただけたらと思います。まだ1,000人ぐらいの方しか、いろいろと知っておられないような状況なので、各公民館とか地域も含めて、さまざまな対応をお願いしたいと思います。

次に入ってまいりますけれども、4番目の就学援助の制度についてでございます。

本市では就学援助費の支給時期が9月下旬となっているんですが、遅いのではないかなという気がいたします。支給時期を改善する考えはないか、お伺いいたします。

○教育長（有村 孝君） 就学援助費の支給時期についてでございますが、就学援助費の中に給食費も含まれていることから、現在は御指摘のとおり支給対象児童生徒の1学期の給食日数を7月末に確認した後に支給準備を進めております。そのため、1回目を9月上旬に支給しているところでございます。

しかしながら、この制度の趣旨を考慮しますと、できるだけ早く支給する必要があると考えますので、来年度から学校との調整を図るとともに、給食費を概算して支給額を早目に決定するなどして、1回目をできるだけ早く支給できるように検討したいと考えているところでございます。

○2番（福田道代君） できるだけ早くお願いしたいです。19市の中で、いちき串木野だけが9月ということになっているわけですね。ほかは6月とか7月に、そういう就学援助のお金が渡されているという状況ですので、教育長、それぐらいの6月とか7月ぐらいにできる状況でしょうか。

○教育長（有村 孝君） 先ほど申しましたように、給食費も含まれておりますので、例えば1学期に長期欠席等した場合、給食費が免除されます。そうしますと、早目に払っていただければまた戻しをせないかんという事務的な手続等もございます。ですから、早

いところもいろいろあると思うんですが、何月とは言えませんが、できるだけ早く、給食日数等の確定につきましても検討して、一日でも早く、この趣旨を活かして支給できるように進めてまいりたいと思っております。

○2番（福田道代君） それと、就学援助の中で入学準備金というのがありますが、この改善の動きが国会の中でも今、今度の予算の概要は、入学金の準備金などが引き上がっているというのが17年度予算の概算で入っているんですけども、ここがほぼ倍額に引き上げる方向だということです。これは朝日新聞も10月8日付で報道しているみたいですが、

そういうような中で、この入学準備金というものの現状ですね。それも本市は一応9月ということになっておりましたけれども、それについてはいかがでしょうか。

○学校教育課長（松山隆志君） 今、御質問は新入学生児童生徒学用品費になるかと思いますが、この学用品費を含む就学援助費の支給認定につきましては、前年度の所得などをもとに算定し、認定を進めております。この個人住民税の賦課決定が6月1日となりますので、所得をもとに認定事務を終えるのは、早くても6月10日を過ぎることになります。

さらに、支給の準備につきましても時間、あるいは日数を要することですので、今後は、先ほど教育長申し上げましたように他の学年同様、できるだけ早く支給できるように検討してまいりたいと考えているところでございます。

○2番（福田道代君） 小学校の入学時に当たっては、なかなかその親の収入の関係などありまして、ちょっとわかりづらいと思うんですけども、中学校の入学時に当たっては前年度ということで、具体的にそれに基づいて中学校は3月に、入学の準備のときにお金が支給されているという自治体もあるんですけども、その点についてはいかがですか。

○学校教育課長（松山隆志君） 新入学生徒、中学生ですが、生徒の学用品費の支給時期については、小学校6年生のときに中学校1年生に対する新入学生徒学用品費を支給いたしますと、例えば中学校入

学後に前年度の収入等によって認定されない場合もございます。そうした場合、返納していただく世帯が発生する可能性もございます。それから、4月になって本市の中学校へ進学しなかった場合も考えられます。その際は3月に支給しておりますと、その学用品費を返納してもらうことになるなどの課題も考えられます。

したがって、先ほど申し上げましたように新入学生徒学用品費につきましても、そのほかの就学援助費と一緒にできるだけ早く支給できるように検討してまいりたいと考えているところでございます。

○2番（福田道代君） 今、お答えがあった内容ですが、文科省は児童生徒が必要とする時期に支給されるように市長村に働きかけるということ、この9月の国会の中でも約束をしています。そういうことを捉えて本市の関係も、いろいろな今課長が言われたような状態も出てくる可能もあるかもわかりませんが、

中学校に入るときの入学の準備の費用というのは、なかなか相当の金額が必要だと言われております。その金額というのは、中学校は幾らぐらいかかるんですか。

○学校教育課長（松山隆志君） 今の御質問の新入学生徒、中学校の学用品費につきましては、現在2万3,550円の支給になってございます。

○2番（福田道代君） 全体で大体、ちょっと私が聞いたところは10万円でおつりが来るぐらいかかるというような親御さんもいらっしゃいましたけれども、

そういうような中で、特に今回の場合は、先ほど私が申しましたけれども、17年度予算の概算要求で入学準備金をほぼ倍額に引き上げる方向ということで要求がされておりますので、そういう内容なども勘案をして、子供たちが本当に安心して入学できるような状況をつくってほしいと思います。

そのあたりは教育委員会の皆さん方で頑張ってください、お金の関係もそうですけれども、子供たちに対しての問題としてもきちんと捉えていただきたいと思っております。

以上をもって質問を終わります。

○議長（中里純人君） 次に、東育代議員の発言を許します。

[11番東 育代君登壇]

○11番（東 育代君） 皆様、こんにちは。私は二点の質問をし、市長の見解を求めます。

初めに、防災・減災についての質問です。

去る10月30日、11月1日にかけて、熊本市で九州地区地域婦人大会が開催され、参加いたしました。大会では、熊本地震災害の教訓を後世に伝えるために、想定外は許されない。本気で本番の防災教育をと、分科会の統一テーマを掲げられ、避けられない天災、しかし防災・減災はできるという可能性の限界を追求したいなどと、活発な討議や事例発表がありました。

発震時、何も動けなかった、何もできなかった。発生することは考えていなかったの、日ごろからもう少し真剣に学習しておけばよかった。ボランティアの人に何でもしてもらうのではなくて、自主的に当番などする必要があった。現場でのリーダーが必要だ。持ち出し品、避難場所などわかっていたのに準備不足だった。また、行政・社協などと連携がうまくできていなかったなどなど、会員の生の声をお聞きし、本番の防災教育について本気で取り組む姿勢、重要性を強く訴えられました。

地域づくりの中で、避けられない天災、しかし、防災・減災はできるという意識を共有し、地域力を高めていかなければならないと改めて思いました。

熊本県では、各自治体で防災士の養成を推進されていきました。多くの認証を受けた人たちが積極的に防災教育など地域の中での取り組みをなさっておられるようでした。自助・共助・協働を原則として、社会や地域の中で、防災力を高めるための活動を期待し、十分な意識と一定の知識・技能を習得、認定を受けた防災士が身近にいることは、安心・安全な地域づくりにつながると思いました。県内に1,000人を超す防災士の認証を受けた人たちが活躍しているようです。

そこで、本市での防災士の取り組み状況はどうか、本市でもこのような防災士の養成を行う考えはないか伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 東育代議員の御質問にお答えいたします。

防災士とは、NPO法人日本防災士機構が認定する民間資格であります。平成15年の認定開始以降、平成28年11月末現在、鹿児島県内で1,056名、そのうち、いちき串木野市内で7名の防災士が認定されております。

一方、鹿児島県では、防災に関する実践的知識と技術を有し、地域における自主防災組織の結成や防災活動の指導的役割を担う地域防災推進員の育成に努めているところであります。地域防災リーダー養成講座の受講者を地域防災推進員として認定し、ステップアップ研修会等を行いながら、地域の防災リーダーとしての活動をお願いしているところであります。

市としましては、今後も県が育成を進めている地域防災推進員制度について、市民の方々にも広く周知し、積極的に地域防災推進員の育成を図り、地域の防災体制強化に努めてまいりたいと思っております。

○11番（東 育代君） 防災士の取り組み、また防災士の状況、現状をお聞きいたしました。県内で1,056名、本市では7名ということですが、鹿児島県の取り組みの中では、市では地域防災推進員ということでの取り組みとお聞きいたしました。

災害の発生は時と場所を選びません。今は組織的に防災士の取得をする動きがあるようです。全国の約2万人の郵便局長全員が、地域の大きな力となることを目指して、10年間で全て防災士となることを目指した取り組みが始まっているとお聞きいたしました。多分、本市の7名もこの関連の方かなと思うところです。

熊本の事例を紹介し質問いたしました。熊本地震を経験した人たちの声を聞きましたが、災害が発生したときに避難所等で現場ではリーダーさんが必要とお話をされました。日ごろの防災・減災教育が重要のようです。

市が取り組んでいる地域防災推進員さんですが、本市に今何人ぐらいいらっしゃるのか。また、この

方々の地域での防災・減災教育への取り組みや活動について、いかがでしょうか。

○まちづくり防災課長（瀬川 大君） 現在、市の地域防災推進員は地域で9名、これは主に自治公民館長さんが認定されている状況でございます。そのほか市の職員が8名認定されておりまして、合計で17名となっております。地域防災につきましては、自主防災組織の結成、運営とか、活動促進、災害時の避難誘導、避難体制の確立のための助言等、指導的な役割をお願いしているという状況でございます。

○11番（東 育代君） 御答弁いただきました。17名の方が認定を受けているということで、主には助言、指導ということです。

熊本でお聞きしたときに、防災士の方が地域の中の研修会等で講師を務めたりしながら地域力を高める取り組みを担っていらっしゃいました。いっどこで発生するか予測できないのが災害です。発生することを考えていなかったのが、今から日ごろからもう少し真剣に学習しておけばよかったですと、被災地の声は先ほどお話しいたしました。

この本市での地域防災員さんの取り組みを推進し、地域での活躍によって市民の防災・減災に対する意識が高まることを期待しているんですが、今後のこの地域防災員さんの取り組みについて、どのようにお考えなのかお聞きします。

○まちづくり防災課長（瀬川 大君） 先ほども申しましたけれども、地域防災推進員につきましては、地域における自主防災組織の結成、運営、さらには自主防災組織の活動の促進、また、災害発生時の避難誘導、避難体制の確立のための助言とか指導、さらに被害の未然防止、軽減に向けた普及啓発活動など指導的役割をお願いしているところでございます。

市といたしましても、現在、出前講座等を行っておりますので、この出前講座等を通じまして、地域防災推進員、またあるいは防災士とも連携を図りながら、地域での防災・減災教育に努めてまいりたいと考えております。

○11番（東 育代君） ぜひ地域防災推進員の活躍を期待したいと思います。

次に、自主防災組織の推進に向けた取り組みにつ

いて伺います。

今回の大会に参加して、東京大学名誉教授であり、熊本県立劇場館長の姜尚中先生の記念講演がありました。その中で、世界中で発生する地震の10%が日本に集中している。だから、震災を覚悟して生きていかなければならない。さらに、不安は孤立の中から生まれる。地域社会のネットワークが大事とお話をされました。

自分たちの地域は自分たちで守るという基本に沿って、自治公民館単位での自主防災組織の取り組みがあるようにお聞きしておりますが、本市の自主防災組織の設置状況や自主防災組織の取り組みの現状をお聞きいたします。あわせて、自主防災組織の取り組みの推進をなさっているようですが、市として自主防災組織の設置目標があればお聞きします。

○まちづくり防災課長（瀬川 大君） 本市における自主防災組織でございますが、3地区、23自治公民館、1婦人防火クラブの計27組織となっております。組織の設置目標といたしましては、公民館が143あるわけでございますが、この143全ての自治公民館が単独で、または地区の一員として自主防災組織に参加してもらうことを目標としているところでございます。広報紙や出前講座等を通じまして、自主防災組織の結成に向けた働きかけを行うとともに、活動助成金の交付など自主防災組織の活動支援に現在努めており、平成26年度以降、7組織が新たに発足している状況もございますので、今後も引き続き組織の結成、充実に取り組み、組織率の向上を図ってまいりたいと考えております。

○11番（東 育代君） 23自治公民館、これは平成27年度の7公民館を入れて23ということですのでよろしいんですね。143公民館がある中で23というのは、まだかなり時間がかかるのかなという思いをしながら聞いているんですが。

先ほどの設置目標は全て単独で、あるいは周辺の小さい公民館は一緒になってということでしょうか、全ての地域における組織の設置ということで目標はあるんですが、一応何年度ぐらいまでにはこれをしたいたいか、そこら辺までの目標値というのがあればお聞きします。

それから、自主防災組織の取り組みの現状について、今どのような、例えば防災訓練とか、具体的に取り組みがあればお聞きします。

○まちづくり防災課長（瀬川 大君） 設置の現状ですけれども、3地区、23自治公民館と申しましたが、これは公民館単位に直すと41公民館ですね。143公民館ございますので、現在、組織率は公民館単位で申しますと28.7%という状況でございますが、いつまでというのはなかなか厳しい状況です。目標はなかなか明確にはできませんけれども、ここ26年度以降の3年間で7組織が増えたという状況もございますので、今後、自主防災組織の結成に鋭意取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

あと、自主防災組織の取り組みでございますが、自主防災組織におかれましては、平常時の活動といたしましては、防災組織の普及啓発、すなわち研修会等への参加であったり、地域での防災訓練の実施に寄与していただいたり、または危険箇所の点検とか、そういう防災点検の実施を行っていただくということと、あと、防災資器材の備蓄、整備、こういうのにも努めていただければと考えております。

また、災害時におきましては、災害情報の収集・伝達、初期消火、住民の避難誘導、負傷者の救出・救護、救援物資の避難所への運搬・分配等について、いろいろ御助勢をお願いしたいと考えているところでございます。

○11番（東 育代君） いろいろな取り組みをされているようですが、まだ28.7%ということは3割に満たないわけですので、ぜひあとの70%、7割程度の自治公民館等にも、このような活動の推進を、組織づくりの推進を呼びかけていただきたいと思っております。

もう一つお聞きしますが、災害等が発生したときに、地域の中で最初に活動をしていただくのが地域にいらっしゃる消防団員さんのようです。自主防災組織や地区まちづくり協議会の組織づくりの中で、消防団員さんの位置づけが明確になっているところがあるのでしょうか、伺います。

○まちづくり防災課長（瀬川 大君） 災害時におきましては、消防団は原則として消防本部の指揮下

に入り、消火活動はもとより、広報、避難誘導等を行うこととされております。

避難行動要支援者の避難に際しましては、まちづくり協議会、自治公民館等と連携を図りながら避難誘導に努めてもらうこととしているところでございます。

また、平常時は地域の一員として、防災知識の啓発であるとか、防災点検、防災訓練など、消防団員として貴重な知識、経験を地域の自主防災活動に役立てていただいているところであると捉えてはおります。

ちなみにですが、この16地区のまちづくり協議会のうち、まちづくり計画の中に消防分団が協議会の構成団体と明確に明記されているところは11地区あると捉えているところでございます。

○11番（東 育代君） まち協の中で構成団体の一員として明確に示されているところが、16地区の中で11ということでした。

なぜこういうことを言ったかと申しますと、先ほど姜尚中先生の話も御紹介いたしました、「不安は孤立の中から生まれる、地域社会のネットワークが大事」、と講演でお聞きしました。

自主防災組織の推進に向けた取り組みの中で、また、高い知識、意識をお持ちの消防団員さんとの連携、ネットワークの構築も重要なようです。地域によっては、消防団員さんの顔が見えないとの声もお聞きしております。縦のつながりだけでなく、横のつながりなど、地域と一体となった取り組みが今後求められるようです。

自主防災組織の推進に向けた取り組みの中で、消防団員さんとの連携を深め、防災・減災にもつながるような地域力アップの取り組みを期待したいところですが、再度伺います。

○まちづくり防災課長（瀬川 大君） 消防団員につきましては、いざというときには消防本部の指揮下に入りますけれども、地域のほうで避難誘導等にも当たりますので、地域のまちづくり協議会とか自治公民館等と連携をとっていただいて、避難誘導等をされる時は一緒に務めていただければというふうに考えております。

○11番（東 育代君） 次に移ります。

女性の視点も重要な防災会議等への女性の登用率ということでお伺いします。

避難所では、乳幼児から要配慮者の方々など一緒に生活することとなりますが、その中でのプライバシーの確保や備品、衛生、また避難所運営や環境、支援体制の整備などなど、女性の視点も重要になってきます。防災会議等における本市の女性の登用状況についてお聞きします。

○まちづくり防災課長（瀬川 大君） 防災会議の委員につきましては県や市、関係機関、団体等からの選出で、計38名の現在構成となっております。そのうち女性委員が3名で、構成割合は7.9%という状況でございます。委員定数は40名以内となっておりますので、女性委員2名の増員を考えているところでございます。なお、女性委員が2名増えて5名になりますと、構成割合は12.5%ということになります。

女性委員の拡大は男女共同参画の観点からも重要な提言でありますので、今後も各種委員の委嘱に当たりましては、女性委員の参画を働きかけてまいりたいと考えております。

○11番（東 育代君） 現在は38名の中で3名ということで7.9%と。今後2人増やしていくということで御答弁をいただきました。

なかなか団体とか組織をお願いするときに、その組織の代表とか団体の代表が一応この委員になれるようですけども、お願いされるときに、組織であったり団体であったり、その中で女性がいらっしゃれば女性の方をお願いしたりとかいうことも一つではないかと思えます。

防災会議だけではなくて、各種審議会や委員会など、女性の登用率は低いようです。女性の意見が反映されない計画策定に不信感を抱いている者もありません。せめて3分の1ぐらいは女性の登用を検討していただきたいと思うところです。女性の視点を活かした誰もが安心して暮らせるような住みよいいちき串木野市となることを願っております。

次に移ります。

4番目になりますが、災害時に配慮が必要な人へ

の支援体制整備が重要と思われるが、福祉避難所の指定に向けた取り組みについてお伺いいたします。

新聞記事であったんですが、鹿児島県は10月20日、災害時に高齢者や障がい者など要配慮者を受け入れる福祉避難所が、県内43市町村のうち13市町村で1カ所も確保されていないと公表がありました。19市の中では、霧島市といちき串木野市が確保できていないということでした。

福祉避難所は各市町村が指定するようになっております。災害対策基本法に基づく国の指針には、要配慮者が相談や助言を受けられる体制づくりや滞在できる部屋が可能な限り確保されること等、一定の基準が示されているようです。

団塊の世代が高齢者の仲間入りをする中で、高齢化率は急増します。在宅介護、在宅医療の取り組みを推進すると言われますが、地域で安心して生活できる環境整備がなされないと、施設入居希望者がますます増えてくるのではないのでしょうか。特に、災害時に配慮が必要な人への支援体制の整備は絶対条件のように思います。

福祉避難所が必要と思われる人は本市に何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか、お伺いします。

○まちづくり防災課長（瀬川 大君） 在宅で、一般の避難所では生活が困難と思われる方につきましては、一概には申し上げられませんが、立ち上がりとか歩行とか排泄が自分一人ではできないとされる介護保険の要介護3以上を一つの基準といたしますと、市内で在宅で約320名ほどの認定者がいらっしゃる状況でございます。

○11番（東 育代君） 320名という方がいらっしゃるわけですが、この方々が一般の避難所ではなかなか困難かなというときに、どこに行けばいいんでしょうかという思いがして質問をしているわけです。なかなか厳しいですけども、在宅医療や在宅介護を推進される、国の施策もそうですし、本市もそうですが、される中ではやはりここら辺はきちんと、どこどこに行けば福祉避難所がありますよというようなことも必要ではないかと思っているところですけども、お伺いします。

○まちづくり防災課長（瀬川 大君） 福祉避難所

につきましては、高齢者とか障がい者とかの避難に際し重要であるとは捉えておりますが、現在のところまだ指定に至っていない状況でございます。福祉施設におきましては、その入所者の状況に加えまして、施設職員の配置とか受け入れスペースの確保とか飲料物の提供等を踏まえた調整も必要となっております。今後さらに施設と協議を進めて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○11番（東 育代君） なかなか大変だと思うんですが、この10月の新聞によりますと、近隣の市町村では結構確保されているんですよね。日置市でも11、薩摩川内市でも7、多いところは、始良市なんかは58とか、南九州市が47とかいろいろあるんですけれども。複数の福祉施設との協定を模索したけれども、部屋や人手確保に不安があると回答されたと新聞にもコメントされていました。公民館などの公共施設を指定することも検討されたようですが厳しいようですね。

他自治体と比較して本市は福祉施設、介護施設等決して少ないとは言えないようですが、見通しが立っていないということはどういうことでしょうか。福祉避難所の指定に向けた取り組みが進んでいないのはなぜでしょうかと思います。再度お伺いします。

○まちづくり防災課長（瀬川 大君） 福祉避難所につきましては、要配慮者が支援を受けることができる体制が整備され、必要な居室が可能な限り確保できる施設というふうなうたわれております。

先ほども申しましたように、福祉施設においては現在、福祉施設の職員の配備であるとか受け入れのスペース、そういうのが確保できるかどうか、そのあたりの協議も必要になってまいります。さらに、飲食物の提供について調整も必要でありますので、先ほども申しましたが、施設のほうと協議を進めてまいりたいと思います。

なお、現在、避難所の開設に当りましては、高齢者や障がい者などの介助が必要な方、またはベッドを必要とする方につきましては、串木野高齢者福祉センターへ避難している状況もありますので、高齢者福祉センターは保健師を2名配備するとかというようなことも行っております。その高齢者福祉セン

ターなど、市の施設における福祉避難所の位置づけについても、今後また検討をしてみたいと考えております。

○11番（東 育代君） いろんな課題があるようですが、課題を洗い出して対応を急いでほしいなと願っております。

熊本地震でも、避難所では生活できないと車での避難生活をされた方が大勢いらっしゃいました。有事のときに対応できるような環境整備が必要のようです。

次に移ります。

災害避難情報等の発信時における防災用語の周知及び広報のあり方についてお伺いします。

8月の台風10号で岩手県岩泉町等に出た避難準備情報について、インターネットで理解度を調査したところ、要援護者には避難を促す趣旨だとは知らなかった人が55%以上ということがありました。多くの犠牲者を出した岩泉町のグループホームでは、介護施設の職員が災害情報の内容を理解していなかったとありました。

避難準備情報、避難勧告、避難指示とあるようですが、防災用語の理解度について本市の福祉施設従事者等への調査をされたことがあるかお伺いします。

○まちづくり防災課長（瀬川 大君） 本市におきましては、現在のところ、市内の福祉施設等への避難準備情報などの防災用語に関する理解度調査は行っていないところでございます。

近年、テレビ等のメディアにおいて頻繁に情報提供が図られている状況も見受けられ、また、市内全世帯に配布している防災ハザードマップの学習雑誌にも避難情報を掲載し、市民の皆様にも周知を図っているところではございます。

また、県が今年度内を目途に、県内の要配慮者、利用施設の管理者に対しまして、洪水時などに適切な避難行動がとられるよう、河川情報等に関する説明会を計画しております。施設の管理者においてもこのような機会を利用いただき、理解度を深めていただきたいと考えております。

○11番（東 育代君） いろんな角度からの広報に取り組んでいらっしゃるようですが、やはり市民が

理解できないような防災用語を情報として流しても意味がないようです。市民が聞いて理解できるような防災用語の周知及び広報のあり方が重要ようです。周知方法や広報のあり方についても、紙ベースだけでなく、工夫が必要のようです。例えば、年度初めの各種総会とか、いろんな会合とかイベント等を利用して、市民が理解できるような取り組みを期待したいと思っております。

次の質問に移ります。

人口減少対策についてです。まず、子育て環境（全天候型のちびっこ広場）の整備について伺います。

天気が悪いときでも遊べるような施設や小さな子供たちでも安心して遊べる場所がないというのが子育て世代の保護者の切実な声です。

結婚・妊娠・出産・育児を通じて、子供を産み、子育てしやすいまちづくりを目指して、こんなサービス、施設、活動情報があったらいいなと思うことがありましたら御記入くださいと、子育て支援センターで利用者64名の保護者に対してアンケート調査をされたようです。私も結果を見せていただきました。環境整備の項目では64名中50名が、子供たちの遊べる施設の要望があるようです。中でも42名は、雨天時でも遊べるような施設が欲しいとの声です。

これまでも公園整備や海浜児童センターの整備等、ちびっこたちの遊び場の環境整備について、何回となく取り上げてまいりました。そこで、子育て環境の整備について伺いますが、今回このように施設整備の要望が多いアンケート結果について、全天候型のちびっこ広場の整備の要望が多いですが、市長の見解を求めます。

○市長（田畑誠一君） 全天候型のちびっこ広場の整備についてであります。これは大変いいことで望ましいことだと思いますけれども、今現段階で考えますと、本市の財政状況等を勘案すると、全天候型のちびっこ広場の整備については、多額の事業費を要することなどから困難な状況にあるのではないかと考えております。それぞれの地域において身近な公共施設を活用していただいて、子育ての成果を上げていただきたいと思いますと考えております。

○11番（東 育代君） 児童館、児童センターというのが市に1カ所は欲しいなと、子育て世代の声です。現状では既存の海浜児童センターもどきのようになるのか見通しがまだ不透明のようですし、ちびっこたちが遊ぶ場所がない。今、施設の充実を願っているし、今、子育てをする中での環境整備を願っているのであって、数年先では今の子育て世代の方々には間に合わないということです。

そこで、上名の交流センターは軽運動室があるんですが、昼間の利用はほとんどないとお聞きしております。交流センターの有効活用も一つではないかと思えます。今、市来地域にありますすすくと子育て団地の子育て支援教室があるようで、様子はお聞きしております。上名の交流センターを利用して、もう1カ所の子育て支援センターの開設に向けた取り組みもあってもよいのではないのでしょうか。上名交流センターの有効活用について、あわせて子育て支援センターの開設の取り組みについて、いかがでしょうか。

○福祉課長（後潟正実君） 上名交流センターは、共生・協働のまちづくりを行うための総合的な拠点施設であり、地元の体操教室や定期的なダンス教室など一般の方も利用されていることから、長期間占用する利用方法は他の利用を妨げることになり、難しい状況にあります。

ちびっこたちの遊び場を上名交流センターだけに特定するのではなく、地域で子供を守り育てる意識を醸成するためにも、身近な地域の交流センターを活用した子育て支援の取り組みをまちづくり協議会と連携し実施することも大切ではないかと思えます。幸い本市には婦人会の皆様で立ち上げられ、長い実績を誇る乳幼児を持つ母親学級や母親セミナー等も開催されておりますので、参加していただき交流を深め、必要があれば家庭児童・母子相談員や子育て支援員につないでいただきたいと思いますと思っております。

市としましても、地域で取り組む子育て支援の場の子育て支援員等を派遣するなど、地域での特色ある子育て支援が展開していくように支援策を検討していきたいと考えております。

上名交流センターを利用して子育て支援センター

として活用できないかということですが、市としましては地域分散型を検討しており、実施に向けてはまちづくり協議会と連携が必要ですが、子育て支援員等を派遣しての取り組みを検討しておりますので、各地区の交流センターを地域に分散した子育て支援センターとして捉えていただければどうかというふうに思っております。

○11番（東 育代君） 御答弁をいただきました。実際、上名の交流センターは一般の人も利用しますし、いろんな体操教室とかあるんですが、ほとんど昼間は使われておりません。私も行って調べてきました。夕方以降しか使っておりません。昼間を有効活用するというのも一つではないかなと思っております。

各地区の交流センターを利用してということですが、各地区の交流センターで子供たちがのびのびと遊べる交流センターが幾つあるのでしょうか。全ての交流センターはそうはいかないと思っております。

また、乳幼児を持つ母親学級があります。実際、各地区でやっておりましたが、各地区では子供たちがだんだん少なくなって、地区単位では厳しいです。市のほうで何カ所か、市来はすすくさんがあります。酔之尾のほうでは子育て団地があります。また、太陽保育園のほうで子育て支援センターはあるんですが、そこに集中しておりますので、いっぱいいます。自由に遊べない状況があります。

もう一つ、もう一カ所目の子育て支援センターとして、昼間の時間帯でも、また、毎日でなくても1週間に何回でもいいですので、使えるようなという取り組みはできないのかということをお聞きしております。

○福祉課長（後潟正実君） 私どもとしましては、上名交流センターに特定するのではなく、地域でまちづくり協議会と連携をしながら子育て支援に取り組むことも大切ではないかと思っておりますので、地域の交流センターの活用等ぜひ考えていただいて、活用していただければなというふうに考えているところです。

○11番（東 育代君） 課長に今答弁いただいたんですが、繰り返しになりますけれども、各地区の交

流センターでの支援というのはなかなか、子供たちが少のうございますので、やっているとところもあります、16地区あるんですが、5カ所ぐらいしかできないんです。子供たちがいないので。ただ、全体的にはいるんです。だから、市来のほうでもあります。

1週間に1回ですかね。酔之尾のほうでも1週間に1回ですかね、ありますよね。そういう形で、あとは太陽保育園の上にあります子育て支援センターを利用するという事になってるんです。

各地区でやる乳幼児学級はせいぜい、ボランティアですので月1回です。月1回ではなかなか、遊び場の確保というところでは難しいと思います。そういうことから、上名の交流センターが昼間はあいているのではないのでしょうか。そして、例えばすすくさんであっても保健センターのあそこですよ。そして、子育て団地であっても公民館を利用してますよね。複合的に使えると思うんですよ。そういう観点からいうと、そこは常設したところではなくても使えるのではないかなということをお聞きしているところです。

○議長（中里純人君） 市長から答弁はありませんか。

○市長（田畑誠一君） 先ほど課長のほうで答弁をいたしました。ちびっこたちの遊び場を上名交流センターに限定するのではなく、地域で子供たちを守り育てる意識を醸成するためにも、身近な地域の交流センターを活用した子育て支援の取り組みを、まちづくり協議会の皆さんとも連携して実施することが大切ではないかと、率が上がるんではなかろうかなと思っております。

幸い今、地域は子供が少なくなったというお話もなさいましたが、本市では婦人会の皆様で立ち上げられた長い実績を誇る乳幼児を持つ母親学級や母親セミナーも開催をされておりますので、御参加いただいて交流を深め、必要があれば家庭児童・母子相談員や子育て支援員にも市としてもつないでまいりたい。

要するに、地域で取り組む子育て支援といえますか、こういった形にできるだけ結びつけていけたらなと考えているところでもあります。

○11番（東 育代君） 同じような答弁であるんですが、もちろん地域で取り組むというのは本当に基本的なことだと思っているんです。まちづくり協議会と連携をしながら。女性団体もやっています。乳幼児を持つ母親学級というのをやっていますが、月に1回なんです。

だから、先ほどから言っているのは、上名の交流センターが昼間あいているので、そこにもう1個目の支援センターというような形でできないんでしょうかということをお話しているところなんです。何回言っても同じ回答しか出てきませんので、これでやめますけれども。

であれば、このアンケートを市長も見られたと思うんですよね、この結果を。64名の方の中に50名が「欲しいです」という結果、これが切実な生の声なんですよね。子育て環境、全天候型と言いましたけれども、児童館というようなことの施設整備ということで要望があるわけなんです。

市内にある施設や遊び場は、ちびっこたちには本当に利用しづらいです。現状どのように認識なさっているのでしょうかとお話しております。東御市のように子育て情報の発信など、子育て支援の環境整備につながるような取り組みができるような子育て支援の拠点施設が本当は欲しいと思っているわけなんです。

児童館の建設について財政的に厳しいということでしたが、やはりここにつながるのかなど、要望は、思っているところなんです。この拠点施設があれば、ここを中心に子育て支援が展開できることを多くの子育て世代の方々は望んでいるようです。答弁があれば再度お聞きします。

○市長（田畑誠一君） 先ほどから、上名の交流センター、昼間はあいているというお話ですね。そういうことであれば、当然、上名の交流センターは共生・協働のまちづくりの拠点としておりますし、それから地元の体操教室とかいろいろな定期的なダンス教室とか一般の方々の利用もあるわけで、長時間、長期間に占有することは他の利用の妨げになるので、難しい状況にあると思いますが、昼間あいているとおっしゃるようでもありますので、であつたら、こう

いった諸団体との協議の上でお互い譲り合って、使用、活用できる方法がないか、それは検討してみたいと思います。

○11番（東 育代君） 交流センター条例というのを見せていただいているんですが、その中には、条例の第13条には「市長は、公益上特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を免除し、又は減額することができる」と使用料の減免が明記してあります。昼間の時間帯にちびっこたちの遊び場としての無料開放というのもできるのではないかなというような、いろんなことを思いながらの質問をさせていただいております。ぜひ有効活用について今後検討いただけたらなと思っているところなんです。

ここは、ちょっと終わります。これ以上答弁が出てきませんので終わります。

(2)に入ります。障がい児または療育の支援を必要とする児童及びその保護者に対し、継続的支援を専門的に行う子育て相談室の設置について、お問い合わせいたします。

今、市のほうでは基幹相談支援センターの相談員さんが福祉サービスの提供や支援について対応していただいているとお聞きしておりますが、相談室の場所を含め、相談状況など、現状をお聞きします。

○福祉課長（後潟正実君） 障がい者等基幹相談支援センターの現状についてであります。障がい者等基幹相談支援センターは市役所内にあり、現在、相談支援専門員と臨床心理士の2名を配置しております。

相談支援専門員は障がい児や障がい者、家族等からのさまざまな相談に応じ、制度や福祉サービス等の情報提供、就労支援等を実施し、臨床心理士は検診時等の発達相談を受け、市療育園の保育士や保健師と一緒に親子教室での行動観察や保育所等の巡回支援を実施し、障がい児の早期発見、早期療育につなげております。

また、小中学校と連携した就学時に関する簡易発達検査の実施等の支援や障がい者向けカウンセリングなども実施しております。

○11番（東 育代君） 今、御答弁いただきました。

現在、基幹相談支援センターのほうでは、障がい児から一般の方々へ広く対応しているというようなことで、市役所の1階の南側の入り口のあそこが相談室ということであるようです。ちょっと場所もここでもいいのかなと思わないでもないんですが。

障がい児または療育の支援を必要とする子供たちの成長に伴う情報を明記したカードの作成に取り組んでいる自治体があります。26年5月に教育民生委員会の先進事業視察で、千歳市に行きました。子育てするなら千歳市へと、子育て支援室があつて、4つの課がありました。

障がい児等の支援の取り組みの中で、継続的な支援やサービスが受けられるように、イエローカードの作成がありました。ファイル等を市が管理することで、必要なサービスや支援を受けられるような体制がとられているようでした。そこで一人ひとりの情報等の記録を明記したカードの作成について、本市の現状を伺います。

○福祉課長（後潟正実君） 障がい者の支援を記録したファイルについてでございますが、障がい児から障がい者まで切れ目ない支援が必要であることから、ファイルを作成することは大切なことであると考えております。このファイルは障がい者等基幹相談支援センターで保管し、さまざまな支援に結びつけていきたいと考えております。作成に当たりましてはこれからの作成になってくるとおられますので、よろしく願いいたします。

○11番（東 育代君） きちんとカードが整理されますと、この支援やサービスに格差が生じないとも思っておりますので、ぜひ早目の対応をお願いしたいと思っております。

また、市の療育園は28年度末で閉園の予定ということで作業が進められておりますが、障がい児または療育の支援を必要とする児童や保護者の相談窓口はどうなるのでしょうか。障がい児または療育の支援を必要とする児童及びその保護者に対して、継続的に支援を専門的に行えるような子育て相談室の設置についてどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○福祉課長（後潟正実君） 子育て相談室の設置に

ついてであります。障がい者等の相談につきましては福祉課内の障がい者等基幹相談支援センターにおいて対応することとしており、市療育園の保育士を配置することで気軽に相談できる環境をつくり、保護者とかかわりを持ちながら関係機関等と連携し、継続的な支援ができるセンターとして体制を整備することとしております。

また、障がい児につきましては、各種母子検診や親子教室等にあわせて、健康増進センター等での相談も実施しておりますので、状況に応じて対応していきたいと考えております。

○11番（東 育代君） 状況に応じてということですが、この子育て相談室設置の場所、位置というのが重要と思われれます。市療育園は、利用する子供たちサイドからしてみれば、施設の環境整備は不十分のようです。しかし、相談室としては、プライバシーの保護などの観点から見ると、ベストの場所ではないかと思われれます。利用者側に立ったとき、相談室の設置場所について、ぜひ御検討いただきたいと思っております。場所が一番重要だと思っております。相談をしに行く側のサイドに立った場所ということを検討いただきたいと思っております。

○議長（中里純人君） 東議員、質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

再開は午後3時10分とします。

休憩 午後2時55分

再開 午後3時10分

○議長（中里純人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き東議員、質問を行ってください。

○11番（東 育代君） （3）婚活支援事業の“恋”逢プロジェクトについてお伺いいたします。

今、いろんな地域、自治体でも婚活支援事業をしております。出会いサポート事業を活用して、市女性連としては20年度から新規事業として始めました。毎年2月11日に出会い応援イベント、ティータイムトークを開催しています。このティータイムトークは出会い応援イベントとしての取り組みですので、終了後の追跡調査はしていません。婚活支援事業の

“恋”逢プロジェクトは、人口減少対策として若者に住んでもらえるような企画、事業と伺っていますが、現状についてお伺いします。

○政策課長（満園健士郎君） “恋”逢プロジェクトの現状についてでございます。これまで出会いサポート事業で各団体におきまして、さまざまなイベントを開催していただいているところでございます。今年度は、総合観光案内所におきまして、料理教室などを交えたイベントを行いました。それから、2月には今御説明のように女性団体連絡協議会におきまして、出会いの支援のイベントが予定されているところでございます。

“恋”逢プロジェクトにつきましては、独身男女が登録を行いまして、交流会等を通して出会いの機会を提供することを目的とした事業でございます。平成27年度に新たに開始して1年経過したところでございます。

“恋”逢プロジェクトにつきましては、出会いを求める方々の登録というのがございまして、現在の登録者数につきましては、男性の方が21名、女性の方が6名の計27名でございます。

その後のサポートということですが、この方々の中で出会い、あるいは連絡先の交換まで至った方々が4件ありました。その後につきましてのフォローということではございませんが、その後に関心のある登録してあるデータについてはもう閉鎖してくださいとか、そういった連絡があれば何らかの動きがあったのではないかとというふうに捉えているところでございます。

○11番（東 育代君） 1年経過して、登録が男性が21名、女性が6名ということですが、この登録された方々の中で市内の方々はどの程度でしょうか。

○政策課長（満園健士郎君） 基本的には市内の方々の登録をお願いしてございますので、今ちょっと手元にはございませんが、4件のケースにつきましても、市内の方々の出会いの場を提供してということ考えております。

○11番（東 育代君） 基本的には市内ということですが、ちょっとお聞きしたら市外もいるとお聞きしております。

婚活支援事業はカップルを結婚へつなげるようにと、結果を期待しての取り組みとっております。

2月11日に出会い応援イベント、ティータイムトークが今年も開催予定です。このようにティータイムトークに参加された方に、“恋”逢プロジェクト事業を理解してもらえよう取り組みもあってもよいのではないかとっております。

27年11月に茨城県城里町に、先進地行政視察に行っていました。城里町では縁結び広域ネットワークの取り組みがあり、近隣の自治体との連携がありましたが、本市におけるイベントでの広報活動、啓発活動について、また、近隣自治体との連携についてなど、今後どのような取り組みを計画なさっているのかお聞きします。

○政策課長（満園健士郎君） PRにつきましては、担当者のみならず、課を挙げてどんな取り組みがいろいろかといろいろな話をしながら進めているわけですが、それに加えて、地域おこし協力隊の応援も得ながら、例えば傘酔夜市での登録を呼びかけるとか、そういったこともやっているところでございます。そのほか、広報紙でのPRもやっております。

今後の取り組みでございますけれども、先ほど申されましたように、広域での取り組みということがございますが、実は県のほうでは来年度に向けまして、婚活支援システムというのを準備を始めたところでございます。出会いをサポートする方々が各市町村に何名かいらっしゃるわけですが、その方々と連携しながら、私どもの“恋”逢プロジェクトと似たようなことで出会いを求める方々を登録していただき、その該当する市町村のサポーターの方にお手伝いをいただいて、成功に結びつけるということを考えているところでございます。そういった取り組み、それから鹿児島との連携中枢都市圏のほうでも、出会い・ふれあいの事業を広域的に展開できないかということで、今、実施に向けての検討を行っております。

そういったことから、ただいま本市でやっております婚活についての取り組みのほかに、広域における、あるいは県を巻き込んだ取り組みというのが

今後展開されることになると思いますので、このことについても、どんなふうに市も事業のあり方をこの中にうまくマッチングさせるのか、あるいはそれとは別にまた連携してプロジェクトを展開するのかなどについて検討をしてみたいと思っております。

またそのほかに、ほかの市町村の状況、例えば南さつま市のきもいりどんの事業とか、そういうのもございますして、そういったことも効果を上げていると聞いておりますので、そういうことも今後勉強していきたいと考えております。

○11番（東 育代君） 県の婚活支援システムとか連携中枢都市圏とかいろいろ出てきましたが、やはりこの“恋”逢プロジェクトということですので、プロジェクトチームというのをやはりつくって、そして婚活支援事業の積極的な取り組みと人口減少対策としての成果を期待したいと思います。このプロジェクトチームをつくってということについて、いかがでしょうか、市長の見解をお聞きします。

○市長（田畑誠一君） 人口減少社会にあって、若い皆さん方の出会いの場を提供するということは、それぞれの自治体が競ってやっておりますが、本市におきましても、今この“恋”逢プロジェクトというのをスタートしたばかりです。幸い今年は県のほうでも結婚支援システムとか、あるいは連携中枢都市圏での出会い・ふれあい事業、広域的に取り組みたい、展開していきたいということが見込まれておりますので、今後そういったいろんな分野での取り組みを考えていきたいと考えております。

○政策課長（満菌健士郎君） 一言答弁に補足させていただきます。先ほど市長が申されたようなことでございますけれども、県のシステムでございますとか連携中枢都市圏のこととかいろんな取り組み、それから先ほど申し上げました隣接市での取り組みのことなども含めて、やはり人口増対策あるいは人口減少対策としても必要なことでございますので、このシステムや連携中枢都市の取り組みなどを参考にしながら、あるいはどういうふうに展開するかを見ながら、このプロジェクトチームをどういうふうにして持っていくのかというのは今後検討させていた

だきたいと思っております。

○11番（東 育代君） ぜひ出遅れないように、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

最後になります。

核家族化の進行で、子育てや介護の問題が増加しているが、既存の定住促進補助制度等を3世代同居世帯まで拡充できないかということの質問でございます。

今、介護、子育て問題、農林水産業から商工業、伝統芸能の保存、いろいろと後継者不足問題、人口減少、超少子高齢化社会の問題、地域活動だけでなく社会や経済活動に至るまで、さまざまな分野で課題を抱え、影響が出てきております。

「とりもどそう 古きよきもの とりいれよう 新しきよきもの」これは被災地で開催された婦人たちの願いが詰まった大きなテーマでしたが、転入者を増やす施策とあわせて、転出者を抑える施策も重要だと思います。日本の古き伝統で大家族制度がありましたが、家族制度を見直すこともありかなと思っております。これからは3世代同居家族の推進も一つではなかろうかと思っております。

定住促進制度を利用した転入者の増は効果があると思っておりますが、ほかの自治体も同じような定住移住促進事業については優遇措置をしております。3世代同居世帯への定住推進制度等の拡充について伺います。

○市長（田畑誠一君） 3世代同居世帯の姿というのは、ある意味また非常にいいものだと思います。それは家庭教育、社会教育、あらゆる面で何か非常に望ましい姿ではないかなというふうに思います。しかしながら、この少子高齢化が進行している中で、現代では3世代が一緒に生活する世帯は、世代を超えた子育てや高齢者の孤立防止など家族の機能を発揮できる家族構成の一つであると、まさに理想的だと、先ほど申し上げましたとおり、そういう点では考えております。

本市は、この人口減少が続く中で、これまで定住促進補助の拡充や、平成26年度からは転入者住宅建設等補助も創設をし、今年度は支援額の引き上げも行っていました。また、特に若い皆さんにはい

ろんな制度を今までつくってまいりました。例えば、市来小城団地にお住まいであれば、100万円を限度にして1割の補助をすとか、土地代ですね。子供さんが中学生3人までいたら一人30万円、家をつくる時は50万円とか、そういった制度等もしてまいりました。

また、現在、市民の皆様に広く活用をしていただいておりますリフォームの補助につきましても、本市としても取り組んでいるところでもあります。

このように、少しずつではありますが、いろいろな子育て支援対策として、少子化対策として施策を議会の皆さんと一緒に議論しながら制度をつくってきておるわけでありまして。

おっしゃいますとおり、他市からの移住だけではなく、本市でやはり住み続けたいという定住対策も非常に重要だと思っております。これは全く同感であります。

この御提案のありました3世代世帯への支援につきましては、この3世代世帯の支援に限らず、のみならずと申しますか、さまざまな角度から人口減少対策として、より効果的な制度をこれからも検討してまいりたいと考えております。

○11番（東 育代君） 今、御答弁をいただきました。さまざまな角度からということですが、今あるいろいろな支援制度というのは転入者を増やす対策が中心となっておりますので、転出者抑制の取り組みも取り組んでいただきたいなと思つての質問でございました。

核家族化の進行で、子育てや介護の問題が増加しておりますし、空き家も増えております。子育て支援や高齢者の介護等、社会が抱える深刻な問題や課題の解決に向けて、3世代同居世帯の推進もあるのではないかなど。地域の中で声をお聞きしてまいりましたら、そういう声がありました。

大家族制度に期待できることは、子育て環境や高齢者支援だけでなく、経済活動や地域づくりにまで影響が及ぶものと思われまふ。固定資産税や市税の減免など3世代同居世帯への支援制度を検討して、ぜひ3世代同居世帯を推進することも今後の課題ではないでしょうか。もう一回、市長の見解を求めま

す。

○市長（田畑誠一君） 近年、核家族化といひますか、こういった形が進行して、3世代どころではなくて、こう言つては言ひ方が悪いですが、2世代の同居というのも難しい状況が今、社会環境上生じております。

そういったことで、これも婦人会の皆さんの活動ですけれども、羽島地域の婦人会においては、親子2代で25年同居した方を表彰しております。立派なことだと思ひます。これも婦人会の皆さんの活動です。そういった面で、やはり3世代が同居する世帯というのは、本当におっしゃるとおり理想的な姿で、そのことによつて、子も育つ、孫も育つ、それから社会の秩序といひますか、正義といひますか、そういったことも築かれていくものだと思つております。

3世代同居というのは、まさに日本のこれまでの、日本民族と言つては大げさでしょうかね、日本の、日本人のすばらしい美德だと思つております。こういった3世代同居の世帯が進んでいつたら、非常に望ましいな、ありがたいなというふうな感想を持つております。

○11番（東 育代君） なかなか2世代も難しいのにというお話もされましたけれども、「とりもどそう 古きよきもの とりいれよう 新しきよきもの」というテーマを聞いたときに、ああ、何かそうかなと、原点を見せていただいたような気がいたしました。

人口減少対策はどこ自治体も最重要課題と位置づけて取り組みをなさつております。移住・定住促進対策については優遇措置合戦のようですし、子育て支援対策も自治体間競争です。ふるさとに戻つてこられるように、ふるさとを守つてもらえるように、そして本市を選んでもらえるような、夢の持てる政策に期待をしております。答弁があればお聞きいたしまして、一般質問の全てを終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○市長（田畑誠一君） 今、家族構成のあり方、社会において、まさに模範的なお話をなさいました。私どもはお述べになつておられますように、よそから来ていただきたいことは、もう本当にやまやまで

す、ありがたいことです。でも、今、我がまちにお
る方を守っていくことも大事だと思います。住んで
みたい、住み続けたいまちづくりを目指して、議会
の皆さんといろいろ議論を重ねてまいりたいと考
えております。

○議長（中里純人君） 次に、西別府治議員の発言
を許します。

[9番西別府 治君登壇]

○9番（西別府 治君） 集中豪雨は、限られた地
域に短時間に多量の雨が降り、積乱雲が連続して通
過することにより、数時間にわたって強く降り、
100ミリから数百ミリの雨量になります。

一方、ゲリラ豪雨は、予測が困難な巨大積乱雲の
発生に伴う突発的で局地的な豪雨であります。非常
に狭い地域で短い時間で驚異的な大量の雨が降る局
地的豪雨です。これは地球温暖化による日本の気候
が亜熱帯化していることで雨の降り方が大きく変化
していることが原因であります。

酔之尾川河川改修計画についてですが、郷之原ガ
タ下線より下流の老朽化した石積護岸や法面の状況
について伺います。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 西別府治議員の御質問にお
答えをいたします。

酔之尾川の県道島平酔之尾線から郷之原ガタ下線
までの570メートルの区間は、主に除草などの管理
をしております。河川断面は普通河川の基準による
流下能力は確保されておりますが、護岸整備状況は
市道より30メートルは両側ブロックで整備され、下
流は雑石積みやブロック積みなどが混在した構造に
なっております。左岸と右岸が不均一の状態であり
ます。

また、護岸や法面の状況につきましては今後詳細
に調査を行い、護岸の状況を把握したいと考えてお
ります。

○9番（西別府 治君） 右岸と左岸のバランスが
崩れてますよということですね。老朽化してるとい
うことであります。現地を見られたら、さまざまな
ことが見えてくると思いますので、調査という部分
も含まれますけれども、しっかり見ていただきたい

と思います。

平成27年だったですかね、この酔之尾川の流下能
力の調査をたしかやったと思うんですけども、そ
れについてどうですか。

○土木課長（平石英明君） 流下能力の調査につ
きましては、酔之尾川の流域面積が2.1キロ平方メ
ートルございまして、流量長さ、河川の延長は2.9キ
ロ、大体上流側のウッドタウンの運動公園のありま
すあの辺が上流となるわけございまして、そこから
普通河川として酔之尾川に流れてきていると。途中
、調整池等もあるところございまして。

その調査をいたしましたところ、これは普通河川
の場合、大体10年確率で計算をしておりますが、時
間当たり最大104ミリが降っても、この酔之尾川に
つきましては大丈夫だという結果が出ております。

○9番（西別府 治君） この流量の数字につ
いてはいろいろあるんでしょうけれども、結局大丈
夫というより、強い雨が降る、いわゆるゲリラ豪
雨ですね、ここらあたりの豪雨になれば、これ時間
雨量、簡単に今言った数字は超えますからね。で
すから、結局は大変であるということです。左右護
岸が不均等な状態で弱いですからね。隣接してい
る両側は住宅地となっております。以前は農地だ
ったわけで、田んぼだったんですけども、現在は
いわゆる住宅地となっておりますので、護岸が倒
れて侵食されて住宅地まで影響が出るというの
は明白であります。

次の質問に入りますけれども、河川計画改修に
ついて伺います。

○土木課長（平石英明君） 酔之尾川の改修につ
きましては、現在の河川断面で流下能力は確保さ
れているものの、近年のゲリラ豪雨などの集中豪
雨が起きますと、法面まで水位が上昇することが
考えられます。

また、現況の護岸については、老朽化が顕著
でありますので、護岸の状況を詳細に調査しまし
て、法面保護等も含めた護岸の改修について検
討してまいりたいと考えております。

○9番（西別府 治君） 今、説明があったよ
うな主張内容でございます。年次的に計画して
いただくことが、あの地域の安心・安全の部分
にまでつなが

っていくことになると思いますので、しっかりとした流れをつくっていただきたいと思います。

それから、昭和14年にできました警察署の隣の橋があるんですよね。橋があります、すぐ下流側に。あれ、橋じゃないように見えますけれども、橋なんですよ、あれ。昭和14年で、物すごい古いんですけれども。これ、県道ですけれども、どうなってます、そこらあたりは。

○土木課長（平石英明君） 今、おっしゃいました県道にかかっている島平橋でございます。これは昭和12年に築造されておりまして、県のほうに問い合わせしましたところ、今現在、橋梁長寿命化を進めているところでございますので、この中で修繕で行いたいというふうに回答いただいております。

○9番（西別府 治君） 結構、市長、古いんですけれども、修繕、長寿命化でしょうね、やるということでございます。ただ、それに取りついてる護岸、これも崩れてます。崩れてますから、これ長寿命化でやられてしっかりとしたものになりますから、あそこの部分の護岸も崩れたら、橋をくぐって道路は流れちゃいますよ、あれ。そのくらいちょっと大変な状態になっておりますので、年次的な計画を、市長、していただくということでよろしいですか。そこらあたりも含めながら。

○土木課長（平石英明君） 護岸の計画につきましては、下流側からが原則でございますので、今言われましたように、下流側がちょうど今言われる警察署のあの付近になりますから、そちらのほうから年次的に計画をしていきたいと考えております。

○9番（西別府 治君） 今の答弁でこの河川改修のほうはもう終わらせてもらいますので、よろしいですか、それで。市長、もう大丈夫ですよ、担当課長から言われましたので、それでオーケーということでよろしいですね。はい。

次に、T P P協定と持続可能な沿岸漁業についてというのに入っていきます。

市長、沿岸漁業推進議員連盟というのを立ち上げまして、市議会の中でですね、ちょうど4年たちます。4年ですね。で、今日は、現在6名いらっしゃいますので、多くの方々の意見を僕が集約しまして、

かなりボリュームが、今回、質問の中でありますけれども、どうかよろしく願います。よろしいでしょうか。ボリュームがちょっと大きいですが、済みません、よろしく願いいたします。

それでは、T P P協定に伴う沿岸漁業への影響について伺います。

○市長（田畑誠一君） T P Pの合意による沿岸漁業への影響についてであります。

今、トランプさんが当選なさって、いろいろどういう方向に行くかわかりませんが、現段階で合意に至っている点でお話をしたいと思います。

本市の沿岸漁業を考えますと、主たる水揚げであるのは、アジとサバです。代表的なのはですね。アジやサバについて、国の分析によりますと、T P P交渉参加国からの輸入量は少ないようです。アジやサバに限っては、それだけ日本の近海で豊富にとれるということですね、大量に、漁獲があるということでしょう。輸入量は少なく、現在の関税率が10%以下である中で、10年を超える長期での段階的な完全撤廃となることから、T P P合意による影響は今の段階では限定的だと見込まれております。つまり、輸入量は余りないと、少ないと。そして、関税率も10%。しかも、それを10年かけて、10年を超える長期での段階的なこの10%の撤廃ということになるわけですから、現段階では、その影響というのは限定的ではなかろうかというふうに見込まれております。

ただ、やっぱり何といたしても、長期的には国産価格の下落も懸念されることから、生産性向上等の体質強化対策の検討は必要とされているところであります。

○9番（西別府 治君） 関税撤廃によりまして安い魚が入ってきた場合、我々の日本での価格が下落するんじゃないかということに対して、生産性向上の体質強化をせんといかんですよねという流れでありますよね。

ここでもう一つお聞きしますけれども、本市の沿岸漁業の方々の平均年齢というのをちょっとお伺いしたいと思います。

○水産商工課長（平川秀孝君） 市内4漁協の正組

合員の沿岸漁業者の平均年齢についてでございますが、70.6歳となっております。

○9番（西別府 治君） 10年という完全撤廃のスタンスがTPPでありますね。その中において、70.6歳の方が今漁業者としていらっしゃいます。10年といったら80歳になられるわけですね。80歳になって沿岸漁業を続ける方もいらっしゃるでしょうけれども、やめられる方もいらっしゃると思います。ということは、関税撤廃が10年だということで安心するのではなくて、さまざまな影響がTPPの大きな流れで入ってきますから、10年間の間に沿岸漁業が、撤廃されてもいい、今、市長がおっしゃる体質強化、これをとっていかなければならないことじゃないのかなというふうに考えております。トランプさんのことも、次期大統領のこともありまして、市長もおっしゃったように、ちょっと不確実な部分というのがありますけれども。

ただ、FTAでタイ一国でとかいろんなことが予想されていきますから、当然こういったTPPに似たような状況というのは発生してくる可能性が高いんじゃないかなと思っております。ですから、ここらあたりが、平均年齢と計画とこのタイムラグをうまくしていきながら強化対策をつくっていくことが最終的には沿岸漁業をうまく継続していくことにつながるんじゃないかなと思っております。

そこで、次ですけれども、地方創生における沿岸漁業の収益性の高い体制について伺いたいと思えます。その中で、これ、27年だったと思うんですけれども、浜の活力再生プランというのをつくられております。それは、数値目標というのを明確にして何か計画されているようなんですけれども、ちょっとそこらあたりについて、浜活プランについてちょっと内容をまずお聞きしたいと思います。

○水産商工課長（平川秀孝君） 浜の活力再生プランについてでございます。浜の活力再生プランは、漁業者の漁業所得の向上を通じた漁村地域の活性化を目指し、漁業者が主体となって5年間、具体的な取り組みを実行するための総合的な計画で、計画を策定することで関連する補助事業等が優先的に採択されるとなっております。

本市の4漁協と市を構成員としたいちき串木野地域水産業再生委員会による浜の活力再生プランは、平成28年3月に水産庁の承認を得ております。計画の内容としましては、種苗の放流や藻場の造成、付加価値向上や販路拡大、省燃油活動などによるコスト削減等の取り組みにより所得の向上を目指すものとなっております。

○9番（西別府 治君） 浜活プランの説明がありました。市長は沿岸漁業にはいつも熱い目を向けていらっしゃいますので、詳しいことはお聞きしませんけれども、ただ、各年度にわたって収入向上の割合の目標設定をしております。5年後に20%、22%ですけれども、正確には、上げますよと、プラスに持っていくと。それから、漁港・魚場整備も進めていくと、市と一緒に進めていきますよということですね。それと、鮮度の確保、魚の鮮度の確保で、神経締めとかいろいろちょっと専門的なことですけれども、神経締めを拡大せんと鮮度が保てませんよねということも含まれております。

そして、今、市長が力を入れていただいております直売所、そして魚介レストラン、こういったことを含めながら六次化を進めながらやっていきますという、これが5カ年計画なんですよ。そして、それぞれに数値目標があります。これ、沿岸漁業の方々がこの数値目標を設定してプログラムをつくっているということです。

これ、なかなか今までなかったことじゃないかなというふうに考えております。そこまでしないと沿岸漁業が立ち行かなくなるよという必要性といいですか、そういったのをひしひしと感じられていらっしゃるんじゃないかなというふうに思ってます。これ、本当きれいにつくり上げていらっしゃいます。市長はもう見られていますからもう説明する必要はないですけれども、本当に立派なものです、これ。

そういった浜活プランを続けていくんですが、この漁港・魚場整備の中でちょっと気になっていることがあります。農山漁村地域整備交付金というのが、ちょっとこれ長いんですけれども、あります。これが原資になって、港の整備であったり、増殖所、魚が集まる場所の整備とかやっているんですけれど

も、これ27年度からカットが、止まったままです。増えてないんです。増えてない。どうかありませんかと、沿岸議連でもたびたび担当課とも打ち合わせをしながらやってきているんですが、原口さんがおっしゃっていた戸崎の港の整備の件とか、いろいろああいいうのにも影響が出てきているわけなんです、原口議員が言われました。

その中で、もう具体的な数字は言いませんけれども、何とかお金を増やす方法はないですかねということで、衆議院議員の宮路拓馬議員に「拓馬さん、ちょっとこれ何とかならないんですかね」と言ったら、「県に言ったほうがいいんじゃないんですか」と私が言いましたら、「いやいや、これは農山漁村ですから、国から県のほうの農政部にお金が入るんです。その中で農業のほうにも持っていかなるから、水産だけじゃないんですよ。ですから、これ治さん、東京に来られて、さまざまなこの今の現状を説明をしながら訴えられたほうがいいんじゃないんですか」ということになりました。実は自民党県議団の地元選出の吉留県議が水産振興調査会の会長をしております、一緒に東京に11月9日に行きました。水産庁の漁港整備の整備課長、それから同じく漁港漁場整備部の部長、そして水産庁長官まで、議員連盟6名で行きまして、いろんな話をしました。

その中において、戸崎の件もそうなんですけれども、ポンツーンができてないことや、そしてまた地方創生で最もこういった10年間の間で生き残りをかけていかなければならないということなんかも話をしました。いろんな結果的には話をいただいて、よく聞いていただくことができました。

その中で、地方創生の中で地方議員がこっだけ頑張って東京に来て話をされたという評価もいただいたわけですが、この浜活プランをより進めていくためには、今の現状の中で、羽島もそうですけれども、戸崎もそうですけれども、遅れている部分はこの交付金がない部分で遅れておりますから、市として何らかのいわゆる、何というんですか、工事進捗にかかわりを持っていただく、より関わりを持っていただくことが重要じゃないかと思うんですけれども、

いかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 大きく言いますと、私は我が国の産業の中で一次産業というのは非常に大事だと思っております。まさに主力だと思っております。今朝ほどは、楮山議員のほうから農業の行方を非常に憂えるというお話がございました。漁業もそのとおりであります。全くおっしゃっておるように同じ状況にあります、今。TPPの合意を待つまでもなく、このままでは漁業、漁村が本当に衰退をしていく。いかに後継者を育てるかということに、これは国を挙げて腐心をしているわけでありまして。

その一つのあらわれとして国の一つの方向として、いわゆる浜の活力再生プランで見られるように、ソフト事業に力を入れようというような、どうやら傾向にあるようであります。そこで港の整備なんかは、ある意味では一通りの整備はできたというふうに捉えているのでしょうか。そういった面では、戸崎漁港は遅れているわけでありまして。

それで、御存じのとおり26年からでしたか、2億4,000万円とか予算をつけて事業でやる約束だったんですけれども、3分の1、8,000万円とか8,800万円とかだったと思いますが、ぐらしか事業費がついておりません。だから、遅れていくわけでありまして。

前置きが長くなりましたけれども、その浜の活力、後継者対策といって活性化プランなどソフト事業に力を入れて、いわゆるハード事業、港の整備が、少し交付金が減額されているというような状況であります。

そして、今おっしゃいましたとおり、戸崎漁協の場合は、農山漁村地域整備交付金で整備するというところに今なっております。ところが、言われましたとおり、これは農山漁村ですから、農業のほうと分けるんですよ。そういった意味で、この漁村のほうの地域整備交付金が随分絞られてきているという実態があります。

皆さん方で東京に行かれたこともお聞きをしておりますが、私も、お名前は申し上げませんが、県の担当課とこの間、港の関係で私も東京に行きました。それで訴えをいたしました、国のほうもわ

かっています。名前は言いませんけれども、誰々でも皆知っています。そこにもお願いをいたしましたし、また、代議士等を通じて、とにかく農山漁村地域整備交付金の全体枠が少ないから漁港整備に回るのが少ないんですね。だから、全体枠を増やしてくださいよということを要望して私もおります。

これからも引き続き要望してまいりますし、議会の皆さんと一緒に要望してまいります。港の整備をしなければ、いわゆる浮棧橋、ポンツーンができないんですね。だから、何としてもこの戸崎地域の漁港の整備の促進と一緒に進めていかなければと思っておりますし、私も声を大にしてこれからも訴えていきたいと思っております。

○9番（西別府 治君） 市長も全く同感であり、国のほうにも直接行かれて話をされているという心強い今答弁いただきましたので、何とか早くそういったことが達成できていくように心から願っている次第であります。早期の実現が可能になるようにと思っております。

市長は、ソフト面の話がされていらっしゃる。この浜活プランの中で、5年目の31年に、ちょっと読んでみますと、市と協働で、イトヨリ・アジ・イセエビ・チリメン、これ産地品ですね、我々の産地品を東京・大阪の都市部に売り込んでいくんだという計画が浜プランに、31年にあります。その中で、今、3漁協合併についていろいろ話をされていらっしゃる。島平、羽島、本浦。共同出荷であったり、いろんなことが今後予想されてきますよね。そういった中において、東京・大阪まで持っていくんだというソフト面を活かしていこうという考え方があります。

その浜活プランの補完性、足りない部分もまだ浜活プランにはありますので、補完性、先ほど担当課長が言ってらっしゃいましたように、この浜活プランを組むことで補助事業が優先的に採択されるというのがあります。その優先的に採択される補助事業が、産地水産業強化支援事業という、次の②ですけれども、あるみたいなんですね。この産地水産業強化支援事業について、ちょっと説明をしていただきたいと思っております。

○水産商工課長（平川秀孝君） 産地水産業強化支援事業は、漁協等により設立された産地協議会が策定した産地水産業強化計画に基づいて実施する取り組みで、ソフト・ハードの両面で支援が受けられるものであります。国においても、産地水産業強化支援事業などにより、浜の活力再生プラン策定地域を優先的に支援していくとされております。

市としましては、各漁協等が本事業に取り組まれる場合には支援してまいりたいと考えております。

○9番（西別府 治君） 今、ソフト・ハード二つありますということで、ソフト面で新たなマーケットの開拓、これの支援をしていきます。そして、それに対する実践的知識と技術の習得、売っていくためのですね、ここらあたりも支援するようになるそうです。

ただ、これ、若干ハードルが高くて、いつも我々が国から補助金をもらうときに1月に計画書を出して、2月にどうですかとヒアリングを受けながら、3月の初めごろ、いいじゃないですかと内定をもらって、4月からという、この一連の流れをしていかなければなりません。ただ、浜活プランだけで、この産地水産といいですか、これを取り入れながら補完をしながら進めていくことが非常に重要に今後なっていく、TPP対策の中でも残っていきますよというスタイルがとれるんじゃないかなというふうに考えております。

結論から申しますと、じゃあ来年すぐ立ち上げましょうかということにはなかなかないと思えます。ここらあたりの協議会というのは、通常漁協と本市いちき串木野市なんですけれども、これ、その他の関係者というのが入ってまいりまして、地域住民、そして専門家、いわゆるマーケットの専門家、そして加工業者、ここらあたりも何か入ってきて、協議会をつくっていくみたいなんですね。ですから、ここらあたりをすぐやるということよりも、視野に入れながら、この浜活プランの補完をしながら支援体制をつくっていくということが必要じゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 先ほど西別府議員が述べられましたとおり、将来のこの本市の沿岸漁業のあり

方ということで、今、漁協の皆さん方の合併の協議も進められているようであります。こういったこともやはりこれから先、取り組むという、攻めの姿勢の一つのあらわれではないかと思えますし、大いにそういった形で力を入れていただきたいなと思っております。

とにかく、産地水産業強化支援事業というのは、その漁協等により設立された産地協議会が策定した産地水産業強化計画に基づいて実施する取り組みで、ソフト・ハード両方で支援が受けられるということでありますし、国においても産地水産業強化支援事業などにより、浜の活力再生プラン策定地域を優先的に支援をしていくとされております。冒頭に申し上げましたように、漁協の合併等も進めておいでようですが、漁協の皆さんが一丸となって本事業に取り組まれることを期待しておりますし、市としては支援をしてまいりたいと考えております。

○9番（西別府 治君） 漁協関係者、生産者というみたいですね、専門的にいえば、漁業者ですよ。人口減少と伴って80歳になって、漁協の従事者、生産者もどんどん減っていく流れになっていくと思えます。ここまでやりたいなというところがあったけれども、いや人数も少なくなってきたらできないよねというのがありますから、いわゆるキーワードとしては人口減少とともに生産者が減っていく、それを何とか力をかけて、今市長がおっしゃっているように、漁協にも、頑張れと言いつつ支援をしていくということを目指していただきたいと思いますと考えております。

そこで、次の質問であります、漁業収入安定化対策についてであります。

今、高齢化で、なかなか意欲的な担い手というのが発生しづらい状況であります。農業は何かぎりぎりできていますけれども、沿岸のほうは何で船を買ったのよというぐらいの話で、もう本当に大変な状態です。そういった中で、この価格のことを受けた収入安定化対策について、現在の支援対策についてまずお聞きしたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 日本の産業で大事な、さっき申し上げました一次産業、農業と水産業、林業も

含めてですけれども、残念ながらどんどん衰退しているような実態であります。

ただ、水産業の中でも、なぜ衰退しているかと、私は、所得が上がらないからだと思うんです、要は。そういった中で、私は立場上、東漁協にも、ちよいちよ漁協の組合長と一緒にさせていただいておりますが、この間いろんな話を聞いたんですけれども、東漁協は世界の十何カ国かな、数字は間違いかもしれませんが、に輸出をしています。漁協の全体の事業の売り上げはどれくらいですかと聞いたら、365億円とおっしゃってて、びっくりしました。

なるほど、向こうに行ったら若い人がいっぱいですよ。若い組合員がいっぱいですよ。高校卒業してそのまま漁業に従事していて、生き生きしています。すばらしく活力があります。そんなことで、単にうらやむだけじゃいけない、これは嘆いてばかりじゃいけないわけですが。本市の場合も、今でも遠洋マグロ業船籍数日本一でありますから、文字どおり水産のまちとして栄えてきたし、これからもやっぱり期待をしなきゃいけないわけであります。そういった面で、議会の皆さん方も一生懸命この水産政策に力を入れておいでであります。

だから、本市としましても御存じのとおり、皆さん方と一緒にあって、例えば補助事業でも10倍事業を取り入れるとか、それから、本市独自の事業もたくさん、例えば種苗の放流とか魚礁の設置とか、それから魚礁の追跡調査とか、これまでいろんな政策をしてきております。

また、この27年度からは、これは議会の皆さん方のいろんな声でありますけれども、福田清宏議員のほうからも漁獲共済、それからペンドックの補助の提言がありました。このことも27年度から取り入れているところであります。

こういったことで、沿岸漁業のとても厳しい中で何とか支えたいということで、いろんな施策を展開しております。ただ、そこで魚価の補償につきましては、これはやはり魚種の選定や基準などさまざまな課題があります。したがって、沿岸漁業全体の振興策の中で、やはり今後も一緒になって研究してまいりたいと考えております。

○9番（西別府 治君） 聞き取りで魚価の価格のことについて通告しておりましたので、市長から今答弁がありました。魚価の価格を一定に保とうというやつですね。それで、100円とすれば95円で市場が動いた場合、5円の補填をする。常に100円で動いていく、魚がですね、イトヨリならイトヨリということなんですけれども。

意欲のある中核的な担い手を育てるために、お金の補填だけではなくて、例えば高齢の方がしないということじゃないんですけれども、若い人だったら取り組めるというのが、まず、魚を一本釣りで釣ったら素手で握らない。やけどするそうですね、魚が、で、外す。そして、なるべく生かして市場まで持っていく。3倍ぐらい違うそうですね。ですから、そういった手間をかけるということですね。そして、また神経締めとか、活き締めとかあります。活き締めた後に氷で冷やすじゃないですか。もちろん塩水を入れた氷でせんとだめなんですけれども、その氷で冷やすときに、氷が溶けたら、当然真水ですよ、氷は。ですから、真水が直接その魚に当たれば、またそれも色が変わったりとか、相当この制約といいますか、あるみたいなんです。ですから、若い方々だったら、そこまでちょっと踏み込んだところでやっていただけるのかなと。鮮度と色合いがよければ、当然価格も上がっていきます。一定の100円という線を引いておれば、それに対して大体納得行くことが可能になってくるんじゃないかな。だから、手間をかけることによって、収入が安定しますよと。そして、そのことで、意欲ある担い手の方々も参加できますよというちょっと流れをつくっていくことが必要じゃないかなというのがあります。

これ、いい例がありまして、大分県の津久見に関サバ・関アジというのがあるじゃないですか。一本釣りときき網と二つでサバをとってるみたいなんです。本市は9割一本釣りですから、まきはほとんど仕掛けないですね。で、仲買の人も生産者の人も何か不思議に思っているのが、まき網でとった魚と一本釣りでとった魚の味が違うというんですよ。これ、ずっとわからなかったそうですね。それは、やっぱり一本釣りの場合は、船から上がってすぐいけす

の中に入れられるじゃないですか。まき網の場合は、巻いて、ぎゅっと魚が絞られて酸欠状態になってストレスがかかって、時間がかかるっていいですよ。すると、牛と一緒に霜降りの部分というのが魚にはある、サバは特にあるそうですね。その霜降り、餌をとるときに急激にばーっと行って魚が餌をとるじゃないですか、そのエネルギーのもとになったり、素早く敵が来たときに逃げるためのエネルギーのもとになってるみたいですね、霜降りの霜というのがですね。それがうまみ成分だそうですね。それが、ストレスがかかって酸欠状態になってしまえば、自分が生きらんといかんから、そのエネルギーとなる霜降り部分を使ってしまうそうですね。味が全く違うというのがわかったそうですね。

本市の場合は一本釣りですから、そこまで手間をかけていただくことによって価格補償を一応とした場合に、差額だけじゃなくて、意欲のある担い手を育てるために、一定期間やりますよと。そして、育って行って、皆さんがそういったきれいな魚、おいしい魚、新鮮な魚を水揚げできるようになっていけば、する必要がなくなるんですよ。だから、それまでは支援していきますよという、恒久的なものじゃなくて、やはりそういった入口と出口の部分もちょっとしていく必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

こちらあたりは、もうそれから先はまた市長の判断でということでございますけれども、やはりこの価格補償をある程度入れながら進めていくと、研究ということでおっしゃっていますけれども、必要性があるんじゃないかなと思っております。

また、そういった浜活プランの中でも神経締りを拡大しようという動きもありますけれども、もっともそういったことが若い方々ならできますよね。いっきでくっどと、やりますよというそういった体制づくりもまた進めていただけたらなと思っております。

○市長（田畑誠一君） 後継者対策を初め、多くの課題はあります。問題は漁業へいそしむという若い人の育成にあるわけですが、それは今一つの何と言いますか、成功例としていろいろ学説を今お

述べになりましたけれども、やはり携わる方、漁業者とそれからそのおやじである漁協ですね、私はあえておやじと言いますが、おやじである漁協、それから、我々行政を含めたみんな、これは国・県も一緒になって、やっぱり一体となって、いろんな置かれている環境から、どういう環境の中にまず置かれているのかと。そのあたりから、外回りから全てを含めて我々は研究をしていく必要があると思います。だから、いわゆる三者といいますか、それが一体となった形で取り組んでいかなければ、なかなか明かりが見えてこんのじゃないかなと思っているところでもあります。

○9番（西別府 治君） 三者一体となった沿岸漁業の推進、これをぜひ続けていっていただければと思っています。

次の質問に入ります。

水産多面的機能発揮対策事業を活用した藻場造成について伺います。沿岸議連で、本市の市長が会長されていました豊かな海づくり、垂水ですね、あそこに行きました。そして、また熊本の水産試験場にも行きまして、いろんな勉強をしております。そして、長崎の西海区水産研究所というのがありまして、独法に一回落とされたんですけども、また国立に戻されて研究をやれということで、これ、今、尖閣諸島が2,000種以上の非常に魚の宝庫なので、そこから山口県沖まで見えます。

その中で藻場についての勉強会を我々もしながら進めてきたわけですが、今回東京に行きまして、水産庁の漁場整備部の整備課の整備の専門官という方にレクチャーをしていただきまして勉強会をすることができまして、かなりの勉強ができたと思っています。その中で、藻場造成の拡大こそが水産沿岸の地方創生のまず大きなキーになりますよということを進言していただいたところでもあります。

そして、質問であります、効率の高い活動組織への推進体制についてとありますけれども、これ、藻場造成を今やっていらっしゃる。漁業の方々も含めてですね。28年度から、今まで人だけだったんですけども、交付税と一緒にこれに面積が含まれてきて、面積によって28年度からなると

思うんですけども、そういったことで、ちょっと説明をしていただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○水産商工課長（平川秀孝君） 今、議員仰せのとおり、算定基準につきましては、平成28年度から交付金の算定基準が参加人数等の活動内容から活動を行う面積に変更されております。内容的には、これまで事業費を算定する場合に、例えば40人以上でございましたら、40人以上する部分掛ける単価というような形で算定してたんですけども、それが面積単位ということで、整備をする面積掛ける単価というような形で事業費の算定という形になっております。

○9番（西別府 治君） 結局、増額に金額がなる方向らしいです。27年度が本市で360万円程度だったんですけど、28年度はざっと700万円ぐらいになるんじゃないかな、そのぐらいなるらしいです。そして、今までは国が2分の1、市が2分の1負担だったんですね。市長が一生懸命していただいて、2分の1も出すとかと言いながらやったんですけども、今度は国が7割出してくれます、7割。そして、おまけに今度は県も15%出してくれます。ということは市は15%で、2分の1から15%で済むというようになっていくらしいですね。

これ、国は藻場造成をすることで、地方創生で、魚がいっぱいとれて、そこで人が住んでいただく環境をつくれますよということで力を入れています。片や、高齢化、人口減少で生産者が減って行って、このギャップがものすごい広がっていくのかなと。国はもうやらんといかんよと、強い強い力をかけておりますので、そこらあたりの一つの内容が大きく活動方針を変えていかなければならない状況が、藻場について、あるのではないかなというふうに考えております。

マーケットもそうですけれども、もともになる海の環境ですよ、ここらあたりの整備も国はやると言っていますから、そこまでお金を入れてやりますということで、水産庁の専門官もそう言っていました。皆さん、地方創生の中で藻場を拡大してどんどんどんどん行ったところは、必ず沿岸が残っていきまし

て、そういったコンパクト化していくまちの中でも十分対応できていきますよということをおっしゃってましたので、そういった流れをつくっていきたいと考えております。

裏負担も、市長、少なくなってきましたので、さまざまな藻場の展開をしていく必要があるのではないかなと思います。

そこで、串木野新港次期計画地での藻場造成について、次に入りたいと思います。

国もそういった流れの中で、力をかけております。今、漁業関係者の皆さんが4カ所で、自分の地先の前で藻場造成なんかを一生懸命取り組んでいただいております。市長、子供さんたちも来て、学習したりして、いろいろありますよね。その中で今進んでいるんですけども、なかなかこの藻場が、これは国もそうなんですけれども、今の現行のお金では足りないでしょうと言っているのが現状ですね。ただし、生産者が高齢化で減って行って、ギャップがどんどん開いていくじゃないですか。どこかでどうにかしないと藻場は復元しませんよねということで、新港なんですけれども、例えばこういう意味ですね。湾曲した海岸線で、磯の状態が形成されている、今、新港をちょっとイメージしていただければいいんですけれども、形成されていて、沖側片側に縦網っていつて網を仕切ることによって隔離した海域を容易につくることができます。そして、水深が3メートル前後なんです、あそこ。で、干満がありまして、干潮時には干潟になるところであります。これは、漁業者だけではなくて多くの方々。昔は全部いそやら藻があったです。その藻を復元できる多くの方々に参加できる体制になっていくんじゃないかなというふうにしていこうとってますから、あのような場所で多くの方々に参加してもらうことが必要になってくるんじゃないかなということをお聞きしたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 沿岸漁業が、言葉は言いたくありませんが、衰退をしてきているということで将来非常に憂えられる。漁協の平均年齢も70.6歳です。それは農業も深刻ですけども、所得が上がらない、いろいろあります。油の値段が今は下がって

いるけど高かったとか、魚の値段がしないとか、いろいろあります。ありますが、その中の大きな一つは魚が釣れないということですよ。一定の魚が釣れない、これが一番の大きな沿岸漁業の皆さんの気持ちがあえてるという要因だと思います。

そこで、やっぱり今のこの藻場の造成というのがですね。藻場は稚魚のすみかになる。稚魚を守って育ててくれる。そしてまた、魚にとって藻類というのはえさにもなるわけですね。そういった面で、藻場の造成がいかに大事か。魚がいなくなったのは、磯焼け現象によるのではなからうかと、これは全国を挙げて訴えております。

今年も10月末だったと思いますが、全国漁港漁場大会、700名余りの漁協の代表者、行政関係とあわせて全国大会がございました。私も県の会長という立場で本県から68か69名だったと思いますが、参加をしました。その中でも体験発表は藻場造成でした。成功している例の体験発表でした。いかに藻場の造成が大事であるかということをお雄弁に物語っていると思います。

だから、我々は全国大会においても必ず要望の中に藻場の育成・造成ということをお訴えております。あと、ずっと回りましたけれども、そういったことで国もこの事業に関しまして25年度は25%、26、27年度は50%ですが、市の負担、裏負担ですね。でも今回は、お述べになったとおり、28年度は10分の7ということは、市の裏負担が15%でいいと。こういうふう補助制度を変えてもらったということは、やはり国もそういった面で、いかに藻場の造成・育成が大事なのかということをお真剣に取り組まれての施策の展開だと思っております。

これをしっかり捉えて、漁業者一体となって藻場の造成・育成ということに力を入れていくべきだと思っております。全国大会もそれでした、事例発表も。それほどみんな、この藻場造成については真剣に考えているわけでありまして。そのことが、繰り返しになりますが、今回の国の10分の7助成につながっているんだらうというふうにお思っております。

○9番（西別府 治君） 全国漁港漁場大会、10月24日、市長、決算委員会のちょうど最終日と重なり、

私行けなかったんですけれども、市長がおっしゃるように、やはりそういったことが大きな流れになってきているということですね。

いわゆる環境保全の一環として干潟になりますから、子供たちは当然、一般の方々、地域の方々もウニをとったり、ウニ駆除をしたりというのが入ってきております。漁業者のための藻場じゃないですかという考え方から、いやいやと。我々の海岸がもとに戻ることが我々の大きな宝であると、そのことによって、魚もとれるようになるし、市長がおっしゃるように、隠れ家、餌にもなるし、イセエビもとれる、おいしいものも食べられるじゃないですかということで、環境保全の一環として、地域の方々、子供たちがウニ駆除やらを。もっと言いますと、時間がないですけれども、海藻が生えるようにデッキブラシで石をごしごしと削ってくれんと、つき切らんそうです、海藻がですね。本市は先行的にプレートとかいっぱいありますから、そういったのを活用しながら、短期間において新港みたいな地域で藻場造成が成功するんじゃないかなと考えております。そのためには漁業者だけじゃなくて、多くの方々に集まっていたきたいと思っております。

あと、もしあの場所ですとなれば、漁港区域は外れてますけれども、港湾区域なんですね、県の。県とのまた調整とかいろいろ出てくると思いますけれども、もしそこらあたりがうまくいくようであれば、何かシンポジウムみたいなのを一回やりまして、市長が全国大会で見られてきたようなもののミニ版を本市で、市長が会長ですから、ぜひやっていただいて、多くの方々に参加するがと、危なくないよという、そういった、何というんですかね、環境保全の中において地域ができ上がっていくことにつながるんじゃないかなというのをできればしていただけたらなと思っております。

東京でも、専門官の皆さんもそうだったですけれども、今の状態、金額ではできないよとはっきりと申し上げました。そのかわりに、私たちも増額であれば頑張ると。そして、田舎に行けば田舎に行くほど藻もたくさん生えているけれども、人口減少が激しい地域も田舎じゃないですかと。本市はまちの中

ですぐ県都にも行ける、そんな非常に交通アクセスもいいところなんだと、そういったところの藻場がしっかりと育つことで、住んでいただいて、おいしいものを食べられるよと、串木野は長年にわたって情報発信をしてきたわけです。

ですから、今後もそういうことをやっていきたいということをお訴えまして、それでそれならば気張ってみやれば、あたいなんども考えてみるがということやもありますので、どうかそういったシンポジウム等含めながら、何かできそうな気がするんですけども、いかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 昔の人は、山で魚をとると言っておられました。私は全く意味がわからなかった。どうして山で魚をとるのか、山が魚をとってくるというのは、わかりませんでした。

地元の例で申し上げますけれども、あの羽島崎神社の沖には定置網をずっとやっておられました。私もよく行っておりました。それは、バショウカジキやら入ったり大変なものでした。何十年かですね。私も行っておりましたが。あの羽島崎神社に、地元のことで恐縮ですが、羽島崎神社の山ですね、松や雑木ですけども、あったあの木の影と、太陽の光というんでしょうか、よくわかりません。その合成された光、それが海に微妙に映るんだそうです。そこに魚が寄ってくるんだそうです。

だから、要は山でとってると言われました。そういう意識を漁業者の方は持っておられます。今はどうかわかりませんが、荒川の頂上牧場の造林のときには、羽島漁協の役員の方々には参加されます。しておられました。今はどうかわかりませんが、山の恵みで我々は救われているんだと、山から、またプランクトンによって魚は育つんだということで。何で造林に漁協の組合長や役員が来やったのかいと。私は不思議に、奇異に感じたんですが、聞いたらそれで、立派ですね。非常に浅はかであったと、私なんかは浅はかだったと思うんですけども。

そういったことで、やっぱり一体となって、何事もそうですけれども、一体となってやっぱりいろは歌じゃないですけどもね、戦する身の何とかちゅう歌がありますよ。やっぱり心を一つにしなれば、

物事は成らんし、勝てないですよ、やっぱり。だから、そういった一つの提言として受けとめさせていただきたいと思います。

○9番（西別府 治君） 6月の4漁協との意見交流会で、今の話が本浦の串木野市漁協から出ました。魚付林をつくらないかんがよということでありまして、我々もそういったことについては一緒にやりましょうということなんかも含めております。

ですから、市長がいつも教育の部分で、藻場も大切ですけども、魚も大切だといろんなことをいつもおっしゃてるじゃないですか、子供たちの前で。磯に行って、ワカメをとって洗って食べて、おいしいという環境を、市長、ぜひぜひつくって、本市が、水産というか、本当においしい魚のまちがずっと続いて、あそこに行ったらそういうこともできるよという、そんなまちづくりを地方創生でやっていけたらと思っております。一体となって、また一緒に支援をしながら進めていきたいと思っておりますので、市長、また頑張っていこうと思います。

これで全ての質問を終わります。

○議長（中里純人君） 以上で本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（中里純人君） 本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

散会 午後4時37分